

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって15番 知念富信議員、1番 玉城陽平議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。12番 金城憲治議員。

〔金城憲治議員 登壇〕

○12番 金城憲治君 皆さん、おはようございます。連日すごく暑い中ですけれども、今日の朝は幾分か日も和らぎ、少し過ごしやすい朝だったかなという気がします。初夏の風を感じながら、一般質問に入っていきたいと思います。どうぞ皆さん、よろしくお願ひいたします。それでは一問一答にてお願ひしたいと思います。

大問1、緋後継者育成事業について。(1)本町が補助する緋後継者育成事業は、これまでどのような育成事業を行ってきたか伺います。(2)現在、緋後継者育成事業の成果はどうか伺います。(3)緋後継者育成事業を拡充できないか伺います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。質問事項1(1)についてお答えします。琉球緋後継者育成事業では織り子の養成を、南風原花織後継者育成事業では技術者の養成が行われております。

(2)です。令和2年度から令和6年度までに研修を修了した方は25名、うち令和7年6月時点で、工房で従事されている方は21名となっています。

(3)です。琉球緋後継者育成事業は、琉球緋事業協同組合が主体的に計画していることから、これまでどおり支援してまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 それでは再質問させていただきます。(1)のほうで、琉球緋後継者育成事業では織り子の養成、南風原花織の後継者育成では技術者の養成ということになっておりますけれども、この後継者育成事業は別々と考えてよろしいのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。琉球緋後継者育成事業、織り子の養成のほうなんですけれども、こちらのほうは、基本的には初心者の方、そういった方になります。南風原花織後継者育成事業のほうですが、こちらはもう緋の技術等をもうお持ちになられている、そういった方が新たな技術を習得するため、そういった育成事業と考えて、育成事業になりますので、内容としては別のもの、そういったふうに考えてよろしいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 それではちょっと別々のものというふうに考えているというところでよろしいかという答弁でありましたけれども、先日、大城勇太議員の質問でもありましたように、平成30年から令和6年の間に66人の修了生がいらっしゃるということでした。それは織り子養成ということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。あちらの、国の補助金の事業となります。こちらの補助金のほうを組合のほうで、その時々状況に応じて、この金額は緋の後継者育成、この金額は花織の育成に使うということで、66名という数字は両方にまたがっている、そういったふうに考えていただきたいと思ひます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 分かりました。それでは毎年の養成講座、大体募集人数については、定数もしくはその年度年度でばらつき、そういったものがあるのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。そうですね、募集の定数のほうなんですけれども、年度年度に応じてばらつきのほうがございます。例えば、平成30年度ですと織り子6人、技術者が6人、令和元年度で言うと織り子5人、技術者4人と、その時々、組合の状況等によって割り振りがされている、そういうふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 今の平成30年、令和7年度募集

というふうに考えると、大体均等的に、毎年ほぼほぼ募集されているのかなというふうに理解いたします。また、緋の花織は技術者というところになると思うんですけども、緋の工程には幾つもの工程があり、決して織り子だけでは成り立たないという作業だというふうに思います。行政は補助金を出して支援する、またその支援を活用して組合に任せるというスタンスではなくてですね、前にも一般質問をしたように、いろいろな工程の、織り子だけではなく、いろいろな工程の養成講座を是非組合と一緒に考えて、広げてほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。そうですね、以前、憲治議員のほうから、くり、そういった部分も養成していくことが必要じゃないかというご質問をいただいたのを覚えております。その質問が終わった後、すぐに組合のほうには、例えば、織り子のほうが5名であると。ただこういったくりの話も議員さんのほうからありましたと。例えば、次年度織り子5名のうち、3名は織り子、2名をくりとか、実情に応じた養成、そういったのも必要じゃないかということは、提言はいたしております。ただやはり、組合というのは、その組合員の皆様たちで決めていく組織だと考えております。そういった中で、現状として緋と花織、そういった形で今のところ続いているんだと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 この養成ですね、確かに、緋の工程はすごく複雑でいろんな工程があります。どの工程が欠けてもなかなか厳しいという状況もあります。現在においては、やっぱり多少なりとも緋の技術の衰退、そういったものを防ぐ観点からもですね、できれば行政側のほうには、今後も組合側のほうにこういった呼びかけ、働きかけというんですか、そういったものをご相談していただけたらなというところを希望したいと思います。

それでは(2)のほうに移りたいと思います。(2)のほうで、令和2年度から令和6年度までの研修を修了した方が25名、うち令和7年の6月時点で、工房で従事されている方が21名というふうになっています。この残りの4名については、例えば、修了したけれども工房で就職しなかったとか、もしくは工房で就職されたけれども、残念ながら事情があって退職された、そういう方々になるのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。こ

ちら4名の方ですね、一度は工房のほうに配属されております。そういった中で継続できなかった理由としては、家庭の事情であったり、賃金の低さ、そういったのではないかとということで、組合のほうから確認をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 直近の四、五年の状況を見ると、定着率も約84%ぐらいはあるのかなというふうに見ているので、比較的安定して定着されているのかなというふうに思います。正直、ちょっと意外なところございました。ただ、平成30年から、そういった部分を踏まえると、実際にはどれぐらいの人数の方が定着されているか分かりますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今、平成30年からというお話なんですけれども、実はこういったのを確認する上で、組合のほうから資料をいただいたり、お話を聞いたりしたところでありました。なかなかですね、中には少し確認ができない部分、資料として漏れている部分がありました。今、この議場でお話している分に関しましては、確定している、そういった年度の数値、それだけをお答えさせていただいているところであります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 分かりました。仮に平成30年度から66名という数字を引用するならばですね、定着率が大体、約32%ぐらいという形の定着率というふうになってきます。全体的に比べると低い、直近で比べれば、一応定着率は上がってきているよと。先ほどもおっしゃっていたように、家庭の事情、もしくは賃金、そういった部分の事情があつての離職という形になっているのかなというふうに思います。ただ、上がってきていること自体は、すごくいいかなと思います。ただ、組合のほうとかでも、例えば、研修生の受入れの中身、そういったものもきちんと吟味されて研修生を採用されているということも考えられるのではないかなというふうに推測します。

それでは(3)に行きます。後継者育成事業拡充というところですけども、今後ですね、琉球緋事業組合が主体的に計画していることから、これまでどおり支援をしていくというふうに答弁いただきました。ただ、ベテランの織り子さんと修了した織り子さんとは、やっぱり織るスピード、またその技術力も大分違うと思います。例えば、ベテランだと月四、五反織る方もいらっしゃるかもしれません。また一方、修了したての織り子さんだと1反から2反、そういったも

のが精いっぱいというふうになるかもしれません。またその1反から2反、出来上がったとしても、例えば、検品等でB級になったりとか、そういった事情により、なかなか収入が厳しい状況になるということが予想されます。そういった、今言った賃金とかですね、そういう状況が二、三か月も続けばですね、本当にこれを本業というんですか、これで生計を立てていきたいという方々にとっては、生活も厳しくなってですね、やっぱり仕事として続けていくことが厳しくなってくるのではないかと考えています。もちろん修了生皆さんがそういう環境に置かれるということではないとは思いますが、やっぱり何とか絆を、今後、向上、普及させるためにも、修了生にも工房に入って1年程度は何らかの助成を続けて、技術の向上を図ることも必要ではないかと考えています。また、そういう観点から、修了した後、工房に入ってから1年程度は、給与の、収入面というんですか、収入面での助成金を出せるような育成事業の拡充を、是非検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。本町においては、これまでも組合に対する補助金、そして先ほどお話ししている後継者育成事業に対する補助金のほうですね、長い間継続しているところであります。今言ったような新たな部分に関する補助ですね、こういった部分は考えるに当たり、まずは組合のほうで、これまでの補助金をどう使っていくか、そういった部分は組合が考える必要があると思います。私たちのほうは、国あるいは県等でこういったのに該当する補助金がないか、そういったのをまず検討していく形も必要だと思います。そしてもう一つ申し上げておきたいのは、やはり工房も一つの事業所だと考えています。事業所として人材を確保する、経営力を身につけていくことも重要であり、そういった工房が一つでも出てきて、他の工房を引っ張っていく、それが強い産地の形成につながっていくものではないかと考えているところであります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 12番 金城憲治議員。

○12番 金城憲治君 ありがとうございます。今おっしゃったように、確かに工房も一つの事業所であり、自助努力、そういったことも必要だと、もちろん私も思っています。その中でもですね、組合、事業所、また行政、そういった3者が一緒になって、今後の育成事業の在り方、助成の在り方、そういったところを検討して、いい形で技術の向上、そういったものが図れ

る育成事業が継続されればいいなというふうに考えていますので、是非お願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。8番 大宜見洋文議員。

〔大宜見洋文議員 登壇〕

○8番 大宜見洋文君 おはようございます。続きまして8番議員の大宜見が一般質問をさせていただきます。一問一答で進めていきますが、かなりボリュームが、また今回も出てしまったので、早口になりますことをお許してください。

それでは質問事項1、待機学童数は。(1)現在の待機学童数は。(2)今回議案に上程されている新たな学童施設はどの校区か。(3)北丘小学校の待機学童は解消されたか。以上、よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1(1)についてお答えします。令和7年5月1日時点の待機学童数は78名です。

(2)です。津嘉山小学校区となります。

(3)です。令和7年6月現在、解消はされておられません。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ご答弁ありがとうございます。3月の一般質問の時点よりも、少し減るところがちょっと増えていることに大変ショックを受けています。小1の壁のリスクが解消されない状況が、本町で毎年のように繰り返して起きていることは、どういう意味でしょうか。どういう理由が考えられますか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 お答えいたします。小学校1年生を迎えるに当たって、学童利用の率は、非常に本町は高い状況がございます。そういったところから、学童待機の部分は解消すべき課題だと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 これまでの一般質問でも、私は調査する時期がまだ遅いんじゃないかと、そういう

話も何度かしていました。今回、こんだけ出てきてしまっている状況でまた言うのも何なんですからけれども、昨年度は、津嘉山小学校区で新たな施設が2施設、新設されています。生徒数も落ち着きそうとのことと、出生率の低下もあり、今後は新設の計画はないだろうとの認識でした。津嘉山小校区で待機学童数が増えた理由は何か分かりますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時21分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 先ほどのご質問にお答えいたします。利用率の増加とですね、あと継続の利用者がいるということが現状です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 初日の本会議で、補正予算の審議の中で、答弁として、令和5年度の時点で予想されていたという答弁があったと思いますが、事実でしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時23分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 先ほどの質問、聞き間違いだったということで取り下げます。

変更してですね、出生率低下傾向が続いている中で、現状で、新しく学童施設を増やすのはリスクにならないか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 我々行政としても、学童の施設整備に関しては、やっぱり今からの人口減少時代を迎えるに当たっては、課題として考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 じゃあ今回の補正での新しい学童の新設は認められるとしても、もしかしたら次年度、想定には答えられないと思うんですけども、この辺に関して、次年度の4月からの待機学童解消に向けては、どういう具体的な策が考えられるのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 今議会に提案しています学童の新設及び移転の事業と、またさらには北丘校区においては、保育所を利用した定員の確保に向けて、今調整段階であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。（3）まで答えてもらいましたが、法律の学童保育と保育園との法律の位置づけがちょっと違うところがあるようなのをネットで確認したんですけども、昔は、自分たちの子どもが育った頃は、保育園でも学童保育をされていたんですけど、その後、新しく学童保育の整備が進んで、保育園ではできなくなっているんじゃないかという懸念もあるんですけども、その辺の心配はないですか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えします。基本的には、施設整備に関しては、用途に応じた国・県の補助金があると考えております。その中で、保育所は保育所の補助金を使って整備をしていますけれども、目的外使用として、しっかりとこども家庭庁のほうに申請を行い、学童クラブを使用するというで届出をする場合は、使用可能と考えています。さらに、国のほうから放課後児童対策パッケージ2025というのが出ています。その中でも、保育所を活用した学童クラブの設営というのもうたわわっていますので、そういったあたりのものを含めて、町の行政としてもやっていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。これで質問1を終わります。

続いて質問2ですね。公共施設利用の際の減免要綱について。（1）全ての施設で統一されていない理由は何か。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項2についてお答えします。各施設の設置目的、利用対象者等に応じて個別に定めているためです。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。今回の質問は、全ての施設でなぜ統一されていないかという指摘を町民からいただきました。統一されていない理由というか、その方が言うにはですね、今回相談を受けた場所が、高速の桁下の公園側、広場のほうに対し、そこに申請を出したんだが、減免の対象団体となっていないということで却下されたということで、急遽場所を変えて、ちむぐくる館のほうにお願いしたら認められたと。なぜこう違うんだろうということでの質問です。調べたところ、高速桁下の公園のほうの規則が整備されて、改正されているのが平成19年3月。対してちむぐくる館の改正が平成22年4月。やはり若

干違っています。この違いが生じる理由がやっぱり、建物の目的とかっていうのは分かるんですけども、減免対象にならない子どもたちを育成している団体が借りようと思ったときに、表記されていないということで認められなかったと思うんですけど、この辺の理由は分かりますか。担当課の方。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。今のご質問の団体の方は、学童のほうということで認識してお答えいたします。公園の目的は健康増進、交流目的とか、また小さい子からお年寄りまで幅広い年代に多目的で利用されるという目的で設置されております。その中で、南風原町の都市公園条例施行規則のほうではですね、使用料の減免が認められています。具体的には、まず学校教育法に基づく学校の生徒や児童が授業や保育の目的で公園を利用する場合、2番目に児童福祉法に基づく児童福祉施設の児童が保育所の目的で利用する場合、3つ目が公用また公益上の目的で利用する場合というふうに定められています。その中で、学童のほうが減免の認められるものに該当しなかったため、今回減免されなかったということです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 説明ありがとうございます。ただ、本当にこのままでいいのかなということですね。運用をもうちょっと柔軟に対応してもらいたいなということで、学童の利用の場合にも減免の対象になるような改正はできないのか。できないなら、どういう弊害が考えられるのか。子どもたちの権利を侵害していないか。この辺どうでしょう。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えいたします。先ほどの子どもたちの権利というところでは、学校等かそういったもので権利のほうは守られているというふうに考えております。今回、減免措置をできなかった学童というところでは、利益を求める団体とかそういったものに該当することや、また公園の公共性とか受益者負担の原則、そういったものに限られるものが減免対象というふうに考えておりますので、減免を拡大するとですね、こちらのほうでの施設の維持管理のほうに使用料というのは、わずかなんですが使用させてもらっていますので、減免の拡充をすることで、財源が少なくなっていくということにも影響しますので、制限的に運営させてもらっているということです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 今の答弁は町長を代弁しているということですのでよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時33分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの大宜見洋文議員のご質問にお答えいたします。ただいまの答弁、町長の答弁でいいですかという趣旨のご質問だと考えておりますけれども、我々答弁の準備をする際は、関係部局と調整しながら、答弁調整してから臨んでおりますし、基本的に担当部長が答弁しようが、これはもう町長の答弁ということで認識していただきたいと思います。それとただいまの件でございますけれども、我々が検討したときは、条例規則に基づいての判断をしてあるというようなことでよとしました。ただ、条例規則の中にはやっぱり例外的な条項もございますので、どうしてそこを適用しなかったのかなという疑問は残っております。ただ、考えますに、例外的な条項を適用しますと、常にこれが際限なく広がっていく可能性もありますので、慎重を期したのかなという判断でございます。いずれにしましても、議員がおっしゃるとおり、これは担当部長が答弁しようが、これは町長の答弁だというようなことで、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時36分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 すみません、今の答弁で、営利団体の話が出ました。学童クラブも営利団体と受け取ってよろしいのでしょうか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時38分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 山城 実君 ただいまの質問についてお答えいたします。学童は営利団体ではないと考えております。今のものについてなんですけど、福祉法と学童と、うちの都市公園法の中の考え方のそごがありまして、そのあたりをですね、調整しながら運営してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。

ちょっとほっとしました。やはり時代に合わせた規則に変えていってもらいたいなという思いがありますので、是非その辺を検討ください。ということで、この質問を終わります。

質問事項3、「生涯活躍のまち」とは。この質問は、考えたきっかけが第4次総合計画策定に関わった経験からですね、地域の課題解決にはいろいろな住民と意見交換することが大事で、熟議が大切だと学びました。子育て世代のPTAの保護者の方々から、様々な意見を頂戴する中で、子育て環境での課題等について、いろいろな意見やアイデアを持っている方々がいることを知り、地域にこのような熟議ができる、議論ができるコワーキングスペースを提供できる施設が必要ではないかと常々考えていたところ、議会報告会での意見交換の中で、町内に整備された都市公園の課題に向き合っている方から、その解決のために多世代が交流、滞在する居場所が欲しいとの声がありました。そして、調べていく中で、全国の先進自治体の整備実績から、国もコワーキングスペース整備の重要性を理解しての補助金制度があったことを知りました。その解決策の一つとして、生涯活躍のまち構想というキーワードが出てきたので、今回質問に取り上げました。それでは質問に行きます。(1)内閣官房が掲げる「生涯活躍のまち」とは何でしょうか。(2)本町も「生涯活躍のまち」を推進するか。(3)多様な町民が気兼ねなく交流して過ごせる施設のニーズが高まっていると感じるが、どうか。以上、よろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項3(1)についてお答えします。「生涯活躍のまち」とは、全ての世代の住民が安心して暮らし、生涯にわたり健康で活躍できる地域社会の実現を目指す国の政策で、全世代・全員活躍型のコンセプトの下、多世代が共生し、学び、働き、地域で支え合う持続可能なまちづくりとされています。

(2)です。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において「若い世代に選ばれる地域づくり」や「誰もが安心して活躍できるまちづくり」を掲げており、全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』の理念を踏まえた地域づくりを進めております。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 (3)についてお答えします。ご質問の施設ニーズの高さについては、調査したことはございませんが、多様な町民が交流できる施設として、中央公民館や各自治区公民館などが提供されております。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ご答弁ありがとうございます。私も生涯活躍のまちについてネットで調べてみました。交流居場所として、地域住民や移住者が交流できる場を提供する。活躍、仕事として、多様な世代が活躍できる仕事や役割を創出する。住まいとして、あらゆる世代が安心して暮らせる住環境を整備する。健康として、地域住民の健康増進を支援する取組を行う。この構想は、デジタル技術を活用しながら地域活性化を図ることを目的とする。各地域がそれぞれの特性を生かし、地域コミュニティの維持、強化を目指している。地方公共団体は、住民を含めた関係者と連携し、地域のニーズを踏まえた構想を策定し、事業を実施する。とありました。ここにデジタル技術を活用しながらというキーワードが重要だなということで、これは(3)につながりますが、その前に(2)のほうですね。本町も、生涯活躍のまちの理念を踏まえた地域づくりを進めているとの答弁は、非常に心強く感じます。そして昨日の石垣大志議員の一般質問でも懸念され、指摘されていたことに関連しますが、公園の管理、都市公園の管理も非常に難しくなるほど地域力が落ちて、自治会加入率も下がっていると。犯罪につながりかねない非行が増えている状況では、町民同士、地域住民同士のコミュニケーションが足りていないと考えています。今の答弁の中での(3)につながっていきまじけれども、中央公民館や各自治区公民館などが提供されているということですが、その利用者は、大体もう会員に限られていると思っています。自治会加入率が50%を切っているという状況で、具体的にどのような周知活動が、これら自治会に加入されていない方々への周知につながっているのか。例えば、具体的な施策等があれば教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午前10時45分)

再開(午前10時46分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育長。

○教育長 金城郡浩君 各公民館、自治区公民館において、自治会の加入者を限定しているわけではありません。用途が必要であれば、各自治区公民館、いろんな自治会のほうで対応されていると思います。それから、そういう施設が町内にあるということは、各自治会の行事、それから町の広報等々でお知らせしているところです。最近では、いろんな町広報含めてLINEであるとか、ホームページであるとか、そういう施設の案内を含めて、行事の案内と一緒にいろいろと周知はできているものだと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。宮平の自治会でもですね、やはり新しくできた公民館の活用に、会員以外でも使えるようにはなっているんですけども、やはりこれだけでは少ないなという、需要がもっとあるんだということで、こういう質問になっています。私がPTA活動をしてきた中で、仲間の中にも印刷関係の方々もいて、印刷業がだんだん厳しい状況だということを感じていますが、この印刷団地の施設の魅力がですね、もしかしたら、これからの居場所として使えるんじゃないかなという、本町における特異な観光資源になり得るポテンシャルがあるということを考えています。印刷技術は、織物産業とも親和性があって、印刷は漫画やアニメ、ITに関連していると。こういうつながりがですね、印刷団地が本町の観光資源として、今後、潜在的な魅力があるのではないかと。琉球餅とのコラボや、漫画やアニメ、動画関係では、金城哲夫さんの生誕地でもあることから、本町の学生たちから、脚本やシナリオ作家や漫画、動画作成の才能を育てるテーマパークのような施設がくれるのではないかなという考えがずっとありました。そういう施設をですね、こういうコワーキングスペース、多世代間の交流ができる施設を、その団地内につくれば、町内の活性化にもつながるのではないかなという考えが浮かんで、今回の生涯活躍のまち構想に合致するのではないかと考えて、今提案しようかなと思っています。まず補助金が使えない場合もですね、やはり民間活力を生かす方法もあると。これは町民体育館でも述べられていましたけれども、印刷団地の立地、非常に交通の便がいいという立地と、印刷業界の活性化への効果も考えて、印刷団地内にコワーキングスペースの整備ができないか。これを、PFIを利用して、初日の知念富信議員の一般質問の中で出た商工会や間借りしている観光協会の事務所とか、そういうのを印刷団地内に建てた建物の中に部屋を契約して、そういう場所に、新たに町民が交流できるコワーキングスペースも整備するという案は、どうでしょうか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時52分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 コワーキングスペースの部分に関してお答えしますが、こちらのほう調べたところですね、もう県内のほうでも多数つくられていることを確認できました。また一部公共がやっているところもあるんですかね。そういったところに関して

は、あくまでも所有している公共施設が、稼働率が悪い時間帯、そういったのを有効に活用するような形で、ワーキングスペースの設置を行っているようでありませう。やはり私たち、こういった先進地事例の導入に当たっては、例えば、過疎地域に効果的な先進事例だと、必ずしも本町に同様の効果をもたらすかどうかと言えは透明ではありません。本町に落とし込めるものではない、そういった考えに近い、そういったことが見える、そういったのを見極めていくことが重要だと考えておりますので、現時点でコワーキングスペースを整備する、そういった構想等は持ち合わせておりませう。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 質問がちょっとまとまらなかったもので、その中でありがとうございます。答弁していただきました。今後、商工会とか観光協会ともいろいろ議論し合っていてですね、もうちょっとしっかりまとめてみたいと思います。これで質問3を終わります。

質問事項4、本町の防災対策について。（1）町内の給水ステーションは何か所あるか。（2）被災状況の把握や物資運搬や配給にも、複数のドローン導入が必要では。（3）被災ごみの処分地は想定しているか。（4）罹災証明の申請へ町民が一斉に押し寄せる場合、どのように対応するのか。よろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項4（1）についてお答えします。現在、給水栓2か所、消火栓260か所の給水ステーションがあります。

（2）です。東部消防及び民間企業と協定を締結し、被災状況の把握等に備えています。物資運搬等のドローン導入については、現時点では検討しておりませう。

（3）です。南風原町地域防災計画において、ごみ処理は、原則として、那覇市・南風原町環境施設組合において処理することとなっています。

（4）です。職員を柔軟に配置し、適宜対応してまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。去る1月に本町の防災訓練に参加し、2月に同僚議員4人で、昨年1月に能登半島地震で被災した震源地の一つの志賀町に防災を学びに訪ねました。幾つかの課題について確認したいと思います。阪神淡路大震災から30年、東日本大震災から14年経過しています。昨年は能登半島地震も起きました。今年の7月にも大災害が来るのではないかなと、SNS等でも非常に発信が多くなって不安が広がっている状況ですが、能登半島

地震の震源地2か所のうちの一つである志賀町は、それまで地震発生がほとんどなかったそうです。原発が誘致されたのも、地盤が固くて地震のリスクが低いと考えられていたものと思われます。そういう場所であってもですね、大きな地震が起きたということは、同じように、少なくとも100年近くは、大きな地震が発生していない沖縄県の本町にとっても、対岸の火事ではないと思われます。被災時に一番必要なのは水。1月に実施された防災訓練時にですね、南部水道企業団の職員から、給水拠点が町内に2か所だと報告がありました。そのときの2か所という数字に、たったこれだけしかないのかという衝撃を受けたんですけども、答弁の中では、給水栓は2か所だけ、消火栓が260か所あると。その消火栓で給水ステーションとして利用できるという答弁ですけども、消火栓だけで給水ステーションの機能を果たすと考えていいのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。消火栓のほうに上水のほうが通っております。南部水道企業団の職員の方からは、すみません、私のほうはこの1月の防災訓練のときに、そういった上水が通っているので、給水として利用できるということで聞いておりますので、必要なところにそういった消火栓があるところで、給水ステーションとして利用できると考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。安心しました。それでもやっぱり給水栓は、職員の方の話ではもっと増やすような言い方をされていたと思うんですけど、その辺の計画については、町は、情報は持っていないですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。現在、給水栓を増やすということでの計画は行っておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 その消火栓について、それだけの数があるということは、町民にはなかなか伝わらないと思うんですけども、被災したときに、町民がどこにあるのかと探す、お知らせはアプリか何かで、ここにありますよという情報発信のシステムとかはあるのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 この給水栓の位置情報についてですね、アプリでの発信等は行っていないんですけど、周知方法について検討していきたいと思っております。

ます。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(2) ですね。東部消防にドローンがあるというのは、以前確認したと思いますが、今回ドローンの導入は、町としては考えていないということですが、令和6年9月に開催された、内閣府の令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ第5回の9月4日の資料3からですね、災害対策における基礎自治体の主体性について、ドローンは多数かつ柔軟に活用できるため、災害時の対応主体である基礎自治体が独自に運用できることが効果的であり、ドローンの航空運用調整機能は、基礎自治体にも必要であると提言されています。本町職員や希望する町民にも、資格取得への助成も検討するべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。現状におきまして、ご提案の助成制度の導入については検討していないところであります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 是非今後ですね、そういう国からの提言もあるので、参考にして実現していければいいと思います。ドローンの操作に関しては、大人よりも小中学生、高校生とかの学生のほうがマスターは早いと思っています。本町の正月の凧揚げ大会みたいな、そういうイベントが、ドローンの競技やドローン操作のイベントが、前もどこかで開催されたと思うんですけども、もっと回数を増やして、マスターする子どもたちが増えれば、楽しく操作技術を学べて、南風原町もほかの自治体に先駆けて、ドローンでの町おこしもいいのではないかと思いますので、ご検討をよろしく申し上げます。

(3) 被災ごみの処分地は想定しているのか。近隣自治体に囲まれて、小さい面積の本町。クリーンセンターがもし被災して、処理機能が低下するということも想定されると思います。そういうもしものときに備えて、今後、県や近隣自治体と協議が必要だと考えますけれども、策定された災害廃棄物処理計画の中でもありますね、近隣自治体との連携を図る必要があると記されています。今後、県や近隣自治体と協議の場の計画はありませんか。

○議長 赤嶺奈津江さん 住民環境課長。

○住民環境課長 比嘉純子さん お答えいたします。大規模な災害が発生すると、多量の災害廃棄物が排出

されるというのは想定されております。これらを保管する場所として、まず処理を行うんですけれども、その処理能力に応じてですね、処理能力以上にたまった場合は、排出された場合は、これらを保管する場所として、災害の規模に応じて、町有地などの中から仮置場を選定することと、仮置場にごみを置くということになっておりますので、そういった形で一時保管所を置いて、処理に向かって、数年かけて処理を行うということになりますので、それも想定された計画書になっております。あと、地方自治法の規定によって、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行をほかの地方公共団体に委託することができることとされておりますので、本町が地震や津波等により甚大な被害を受けて、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、都道府県、近隣市町村等に連携を図ること、委託をすることとなっておりますので、こちらのほうも計画どおりに進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございました。一応計画にもそういうふうに乗っているということなので、県とかがリーダーシップをとって、そういう会合とかがあれば、是非いろいろ情報交換されて、町民にも計画を伝えてもらいたいと思います。

(4) ですね。罹災証明の申請へ町民が一斉に押し寄せる場合、この質問は、この手続の処理の速さが町民の日常生活への復帰を助ける鍵となるということ、被災者支援に詳しい弁護士の方から指摘がありました。近隣自治体も同様に被災した場合、手続の速さ、自治体間の手続の速さの差によって、被災者の避難場所の確保が早い遅いにつながっていくそうです。そのためには、罹災証明をいかに早く出せるか。本町職員だけでは対応ができない。県外の自治体から応援ボランティアを要請するという方向に行く場合が多いと思います。日頃から直接職員の交流事業や、相手方が災害時に、職員の派遣も積極的に行うことが、自ら被災した場合の対応に差が出てくる。そういうふうな事態のために、そういう対応をしておくべきだという指摘がありました。本町の職員は、県外での災害時に応援、支援員の派遣はされているのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 答えいたします。本町ではこれまでも被災地のほうに職員を応援で派遣しております。今後も相互支援の重要性を認識し、災害時には迅速な対応が可能となるように、体制整備のほうに努めてまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。今後ですね、こういう事態を想定して、是非人事交流も進めていただければなと思って、この質問を終わります。

続いて質問事項5、運用システム変更したm o b iについて。(1) 変更後の利用者は増えたか。(2) 町内事業所との連携は広がっているか。(3) 現在、どのような課題があるか。よろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項5(1)についてお答えいたします。令和6年度の9か月間の平均利用者1,043人、令和7年度は2か月間でございますが、平均利用者は1,232人となっております。比較の期間に違いはございますが、対前年度1か月比189人の利用者増となっております。

(2) です。現在、町内の事業所において、A Iオンデマンド交通の乗降場所の設置を了承いただいているほか、ポスター掲示にもご協力いただいております。地域の認知拡大や利用促進に貢献をしていただいております。今後もより多くの町内事業所と連携を深めていきたいと考えています。

(3) です。令和6年度に町内在住の住民を対象としたアンケート調査の結果から、若い世代層の認知度が低いことが分かりました。引き続きSNSでの情報発信やイベント等を活用した周知に取り組んでまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。私も、今年度も利用させていただいています。やっぱり土日の利用者が少ないというのは、また今年も続いているなということ、まだ改善の余地があるなというのを実感しました。今回1階の町民広場で案内されているm o b i事業運営の紹介コーナーがありますが、昨日の時点でまだ最新情報になっていないんじゃないかなという気がしましたが、どうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質問にお答えします。そうですね、町民ホールのほうでm o b iのPR動画を放映させていただいております。昨日ちょっとご意見をいただいたところで、改めてPR動画のところに変更箇所を案内するような形で、周知を行っているところです。以上となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。早速の変更ありがとうございました。今後ですね、これからこの事業が終了した後に、もっと続けていきたいと

いう場合は、やはりもっといろいろな効果、検証が必要じゃないかなということ、今回、外出機会の創出は、やっぱり今実績として出ていると思います。その中で、利用者の皆さんから、携帯電話を持っていらっしゃる方が多いと思うんですけども、歩行数、万歩計の機能もアプリにあたりしますので、そういう調査は可能でしょうか。健康改善や維持につながっているかどうかの調査につなげていきたいという気持ちで、この質問をしています。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質問にお答えします。まずm o b iの大きな目的としてですね、外出機会の創出というところも大きな目的となっています。昨年度の利用アンケートのほうからも、外出する機会が増えたというアンケートの回答を多数いただいているところから、一定程度の外出の機会の創出につながっているものだと認識しております。その中で、健康増進、維持につながっているかというご質問なんですけれども、これまでの利用実績からですね、乗降場所において、環境の杜ふれあいであったり、寿スイミングスクールであったり、NB沖縄とか、こういった運動施設のほうに乗降も多数見られているところからしますと、一定程度の健康増進につながっているものだと認識しております。その中で、歩分量について調査できるかというところで、現時点ではこういった調査を行う予定はございません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 ありがとうございます。寿さんとか津嘉山の健康増進の施設への利用もあるということが分かったということで、もしかしたらその施設と、いろいろコラボも今後あるのかなと考えられるなと思いました。それで、広がること、広げることが、国の補助が終了後も民間主導で継続できるかどうかの鍵だと考えています。商工会との意見交換会などは、前も聞いたと思うんですけども、その後、持っているでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 野原義幸君 ただいまの質問にお答えします。持続可能な乗り物にするために、いろんな地域の様々な団体と連携を図るとするのは、非常に重要なものだと認識しているところです。4月ですね、商工会の会員向けに協賛企業の募集依頼を実施できないかなというところで、意見交換を行ったところでございます。その中で、募集するための周知方法であったり、そういったところを含め、やはり採算性にちょっと課題があるんじゃないかなというところ

があって、現在、どのような形、どのような形態で商工会の方々と連携が図れるのかというところを検討している段階でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 これからもいろいろな手を考えて、この事業を盛り上げていきたいなと思いますので、よろしくお祈りします。ということで、この質問を終わります。

続いて質問事項6、小中学生の通学時の課題解決策は。(1) 集団登校を復活させる時期と考えるが、どうか。ほかに案はあるか。(2) 集団登校復活をテーマにPTA・老人会、女性会、青年会の皆さんを一堂に会して熟議の場が持てないか。以上、よろしくお祈りします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項6の(1)についてお答えします。集団登校については、現在検討しておりません。引き続きてくてく登校を推進してまいりたいと考えております。

(2) についてです。集団登校復活をテーマとしたPTA・老人会、女性会、青年会の皆さんを一堂に会した会議は、現在検討しておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。この質問の趣旨は、先日の議会報告会での意見交換の際にですね、朝の登校時の公民館前の自家用車の混雑に対して、自治会長の方々から敷地内での事故の不安もあると。どうか対策はないかという切実な訴えがありました。JAの管理職の方からも同じような意見があったと記憶しています。そして、学校の所在の地域住民からも苦情が多いということも伺っています。私は、毎週読み聞かせに歩いて往復していますが、その際に、学校側も自家用車での登校に、対応に苦労しているのが伝わります。一方で、車で来るかとかいろいろ批判されたりする保護者の皆さんたちもですね、それならばどうしたらいいのかと。例えば、大名に在住の保護者の方からは、子ども1人で、大名のバイパスの横断歩道を歩かせるのはとても危険で、私には無理だと悩む相談もありました。保護者もストレスがたまるとなると、全てが悪循環に感じます。そういうことを踏まえて、今回の議会の報告会での意見交換もかなり議論が進んでいたと思いますが、そういう機会を考えないといけないんじゃないかなということでの質問です。過去、昔は集団登校という、子どもたちと一緒に登校させるという文化というか、そういう時期がありました。今後もそういう活動が、今てくてく登校を

推進しているという状況で、必要ではないかなと思っ
ていますが、そのためには、やはり議論をする場が必要
ではないかなと思いますが、改めて、議論する場は
持てないか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお
答えいたします。各学校で、通学時の車の送迎の問題
があることについては、こちらの教育委員会としても
認識をしております。対策として、例えば、車で送迎
して降りる場所、どこかに指定するとか、そういった
ものも検討の余地はあるかと思うんですけども、根
本的な解決には、やっぱり徒歩登校をする必要がある
と考えています。教育委員会としてはですね、各学校
を通して、保護者に車送迎の路上駐車に対する渋滞問
題が出ているということ、再度周知するとともに、
てくてく登校の目的も伝えながら、通学時の課題解消
に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 なかなか町民の皆さんが同じ
方向に向かうということは、今の時代なかなか難しい
なという気はするんですけども、例えば、集団登校
をすることによって、子どもたちにも万歩計みたいな
ものを持たせて、どんだけ歩けたよということでも何
もらえるとか、インセンティブが与えられるような、
ゲーム感覚で登校できるような、歩くのが楽しくなる
ような仕組みづくりとか、そういうのがいいんじゃない
かと思う自分もいて、ほかにもいろんな意見を持つ
ている人たちがいると。そういう議論をする場がまず
大事じゃないかなと思うんですよ。そうやって歩けば、
医療費の削減につながるよというお年寄りとか、健康
にもつながるよと。そういう機運が生まれてくるには、
やはり熟議する、議論をする場が必要ではないかなと
改めて思いますが、どうでしょう。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお
答えいたします。通学時の問題については、地域の実
情に応じて検討することが必要と考えていますので、
今年度から学校運営協議会のほうも設置されています
ので、必要があればそちらのほうで、議論のほうさ
れていくのかなと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 これから議論を投げかけて、
いい対策が取れるように期待しています。以上で質問
を終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時30分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。4番 西銘多
紀子議員。

〔西銘多紀子議員 登壇〕

○4番 西銘多紀子さん 皆様、こんにちは。一般質
問を始めさせていただきたいと思いますが、まず一般
質問に入る前に、お礼をお伝えしたいと思います。こ
のたび、粗飼料価格高騰対策臨時支援事業で、対象期
間が前年6か月でしたが、今年度、11か月に延長いた
だきました。実際に現場で苦慮されている畜産農家の
皆様から、実情に即した迅速な対応に心から感謝して
おりますとのメッセージを預かっております。ありが
とうございました。また、今月14日に兼本ハイツ新公
民館の地鎮祭が滞りなく執り行われました。平成15年
度から住民の皆様が積立てを続けておりました。町の
後押しもあり、国のコミュニティ助成事業補助金採択
によって、ようやく実現の運びとなりました。関係者
の皆様へ心より感謝申し上げます。ありがとうございます。
以上、2点についてお礼を申し上げた上で、
一般質問に移らせていただきます。一問一答でお願い
します。その兼本ハイツ集会所建設についてから質問
を始めさせていただきます。

大問1、兼本ハイツ集会所建設について。（1）令和
4年定例会で、資材や建設コストの高騰にかかわらず
コミュニティ助成事業の費用を差し引いた残額に対し、
町が5分の3、上限5,000万円の補助を行うと答弁を受
けた。補助方針に変更はないか問う。（2）令和7年現
在、実際の建築費が当初計画を上回る見込みであるが、
町として追加支援や補填を検討する考えはあるか問う。
以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1（1）についてお
答えいたします。補助の方針に変更はございません。

（2）です。当事案は、当初設計の変更ではなく、
建築資材や人件費高騰によると考えられることから、
補助額の変更が可能か検討してまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 補助の方針に変更はないと
いうことで安心いたしました。ありがとうございます。
こちらですね、コミュニティ助成事業の申請時に概算
を行いました、その後自治会の臨時総会を行った
り、入札をしたりと、半年ほど時間を要しました。そ
の間に建築基準法の改定等もありました。実施見積り

に関して全体で4%ほど建築費用が上昇しております。建築資材や人件費の高騰もしており、柔軟に対応してほしいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。先ほどの答弁と同じにはなるんですが、様々な要因を踏まえて、補助額の変更につきましては検討していきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。来年1月の完成予定までの間ですね、今まで同様に協力、支援していただきたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。自治会長からの相談等ですね、申請を行っていますので、その辺の事業の報告ですとか、そういったものについては相談しながら対応してまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 今後も地域住民にとって意義ある施設が、物価の壁によって縮小、停滞することのないよう、引き続き柔軟かつ積極的なご対応をお願い申し上げます。

それでは次の質問に行きたいと思います。大問2、不登校児童について。(1)昨年度の不登校の人数及び全体児童に占める割合を伺う。(2)公共施設の柔軟な利用基準の見直しについて伺う。(3)他自治体の取組事例の把握と本町への導入検討について伺う。以上、3点お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(1)についてです。令和7年3月末時点で、町立小中学校における30日以上欠席した児童生徒の人数及び割合は、小学校全体で105名、3.1%、中学校全体で115名、7.7%となっております。

(2)についてです。公共施設の利用基準については、各施設の管理運営規則などにより定められており、社会の変化や状況に照らし合わせながら必要に応じて検討を行っております。

(3)についてです。各市町村の担当者会議などを通じて、取組事例の把握に努めており、引き続き調査研究を行ってまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。まず最初に、私が陳情を受けている現状についてお伝えします。家庭の事情、学校との関係性のもつれ、心身

の不調、言葉にしにくい不安や恐怖、こうした要因から、子どもたちはなぜ学校に行けないのか、どうすればよいのか分からないまま、ただ時間だけが過ぎていきます。担任の先生や相談員等、面談を重ねても具体的な解決策や次の選択肢が示されず、情報もストックしたまま、家庭で悩みを抱え続けるケースが少なくありません。特に保護者、主に母親は、子どもが自宅にいるということで、就労形態の変更を余儀なくされ、正職からパートへ、あるいは休職、退職といった苦渋の決断をしている方が多い現状です。収入が減る中で、昼夜問わず子どもと向き合い続けるご苦労は計り知れず、同じ境遇の方々とながれる場と時間を求める声が高まっております。令和5年度に不登校、ひきこもりの子ども支援に関するアンケート調査を総務省が実施しておりますが、調査結果、確認しておりますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 調査結果のほうは確認しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん この中に、基本情報はもちろん、学校に通えなくなり始めたときのことについて、学校の教室に通えなくなった後に、どこでどう過ごしたいと思ったかについて、学校以外の機関や施設に通うこととなって以降の状況について、学校に通えない傾向が見え始めて以降、今までの振り返り、このような項目があり、数値や自由記述の内容が事細かにあります。私が今まで当事者の皆様から受けました様々な思いが表れております。こちらは是非読み込んでいただき、お気持ちを酌み取っていただきたいと思います。さらに、文部科学省の委託調査でも、不登校の要因について、児童生徒、保護者、教員間で認識の大きな隔たりがあることも示されています。こうした実態を踏まえてですね、当事者視点の支援策を一層強化していただきたいと思っております。現在、小学校全体で105名、3.1%、中学校全体で115名、7.7%、今の支援政策ですね、どういったものがあるのか、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。不登校児童生徒への支援としまして、教育相談支援センターに青少年教育相談員、各小中学校に心の教室相談員を配置し、相談支援を行っております。また、各中学校に適応指導教室と自立支援教室を設置し、学習支援員の配置により、学習支援のほうを行っております。さらに県がスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置しており、児

児童生徒のカウンセリングを行うなど、児童生徒の状況に応じた支援及び対応のほうを行っているところです。また、学校だけでの対応が難しい場合は、こちら町のほうに設置します登校支援委員会に設置するサポート会議というものを開催しております、こども課をはじめ関係機関を招集して、支援について話し合いを行っているところです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 今この現状の対応で課題がないか、見解を伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。現在、町が実施している対応につきましては、課題のほうはございませんが、議員おっしゃるとおり、不登校の要因が多様化していることから、支援の在り方については、今後もどういった支援のほうが必要になっているのか、常に調査研究していく必要があると考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。保護者からはですね、相談は受けられるんですけども、同じ悩みを抱える仲間と出会う機会がなかったという声があります。個別相談と居場所づくりという役割は異なるんですけども、その必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。先ほどの答弁と重なるんですが、不登校による要因が多様化していることから、様々な居場所づくりとか、そういったものも必要ではあると認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 当事者同士、横のつながりを求めている声が多いです。私自身の経験でも、子どもたちのスポーツ活動に関わってきましたが、そこで保護者が悩みを打ち明け合って、つながりの中で救われる場面を何度も見てきました。だからこそ、居場所がいかに大切かということを実感しております。不登校の児童や保護者の皆様が一丸となって、週に1回でも集まろうと4月より活動しております。最初は公民館のサークル使用申請を行いました、使用できずに、やむなく自己負担で施設を借り、毎週集まっている現状です。その中で、子どもたち、保護者の表情が開催日によって変わっていくこと、最初はうつむいていたのが、顔を上げるようになり、今では笑い声であふれています。保護者からも、こんな場所が欲しかった、一人じゃ

なかったと感謝の声が寄せられております。今では、子どもたちのために次はこれを学んでみよう、前向きな姿勢も見て取れます。先ほど話しましたように、働き方を変えて収入が減っている中で、自己負担で室料を負担して施設を借り、毎週集まっておりますので、その軽減を是非図っていただきたいと思っております。

ちょっと(3)のほうに行きたいんですけども、他自治体の取組事例なんですけれども、把握に努めているということなんですけれども、どういった取組事例があったか、答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。こちらが把握している範囲では、例えば、近隣の市では、公民館を利用して不登校児童の居場所を提供している。こちらはNPO法人のほうに指定管理として委託して、そのNPO法人のほうに事業を実施しているというケース。あと、こちらも近隣の市になるんですけども、民間団体のほうに実施しているこういった集まりの場に対して、市と連携して取り扱っているという内容がございました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 那覇市の公民館の事例ですとか、いろいろな取組が、やはり場を提供しているということで、大変関心の高いところがございます。公民館は、生涯学習基本法第2条及び生涯学習推進計画の趣旨に沿う全ての住民の学びの場です。不登校児童も、保護者も、学び手として受け入れられるべきで、現在、日中の公民館利用は常識的に違和感があることは承知しております。教育機会確保法ガイドラインや他自治体の特例運用を踏まえ、公民館利用規則を一部見直して、特別枠を設けるなどの検討は必要であると考えますが、見解をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 ご質問にありません、最初で答弁いたしました、やはり時代に合わせて検討していくというのは、必要なことだと認識しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 前向きなご答弁ありがとうございます。いろんな他市町村でも、様々な事業を行っております。私もいろんな市町村に出かけて、どういった取組が南風原町に合うのか研究しているところがございますが、こういった実証期間を設けたりですか、生涯学習サークル認定制度の活用であったりとか、ヒ

アリングを伴う実証事業、いろんな導入策がありますので、子どもも保護者も安心して集まれる居場所づくりの実現に向けて、柔軟なご対応を強くお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

では3番に行きたいと思います。大問3、部活動指導員について。(1)部活動指導員の人数とその推移を伺う。(2)指導員の雇用形態と勤務条件を問う。(3)今後の部活動指導員の処遇について具体的対策を検討しているのか伺う。以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項3の(1)についてお答えします。部活動指導員の人数の推移は、令和3年度4名、令和4年度4名、令和5年度32名、令和6年度14名、今年度は16名が配置されております。

(2)についてです。雇用形態は規則に定められており、会計年度任用職員として雇用し、勤務時間は週5日以内かつ月40時間以内となっております。

(3)についてです。国や県の補助基準に合わせた処遇となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。部活動指導員の人数の推移なんですけれども、令和3年度、令和4年度が4名、令和5年度が32名、大きく上がっております。令和6年度14名、今年度が16名でございますが、これはどういった背景があったのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。令和3年度から部活動指導員のほうを導入しておりますが、令和5年度に、令和3年度、令和4年度で周知のほうが進んで32名に増えたんですが、令和6年度ですね、こちらのほう減ったんですけれども、理由としましては、当初報償費、謝礼金として支払っておりましたが、こちらは国の補助制度を活用しております。その国の補助制度は、会計年度任用職員として雇用することが条件となりまして、こちらのほう、会計年度任用職員になるに当たっては、ふだんのお勤め先のほうから兼業許可の取得等が必要になったことにより減員、手続上、申請ができなかったものと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん この部活動地域移行について認知、周知されて、令和5年度が32名、その次の年に会計年度任用職員となったことで、兼業の部分ですね。兼業の方が特に選ばなくなったという状況があるんですけれども、これは、今現在方針として変わらな

いということよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。現在もこちら、財源のほうは国・県の財源を活用していることから、その基準にのっとり、部活動指導員を採用していきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。

(3)のほうですね。それを含めた質問だったんですけども、今後の部活動指導員の処遇について、具体的対策を検討しているのか伺う。こちらの答弁としては、国や県の補助基準に合わせた処遇となっておりますということでございましたので、国や県の部活動地域移行に向けた動向も注視していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では次の質問に行きたいと思います。大問4、町道16号道幅拡張計画の進捗は。(1)計画の現状について問う。(2)事業の優先順位と進め方を問う。(3)情報開示はどう行っているのか伺う。以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項4(1)についてお答えします。令和6年度に実施設計を完了し、今年度から次年度で工事を行う計画となっております。

(2)です。道路新設・改良事業の目的は、交通の円滑化、渋滞対策、歩行者の安全確保などであり、これらを総合的に考慮して優先順位を定め、早期実施による効果や安全・安心の向上を重視しております。

(3)です。ハイさいよーさん等を町ホームページに公開し、町民の皆様には情報提供を行っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん では再質問に行きたいと思っております。どういった工事なのか。また場所を確認させていただきます。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。町道16号線の工事場所ですが、南風原町兼城のほうのアミュージムの横の道路で、国道329号に取りついている道路となっております。工事の内容としては、そちらのほうに右折帯を設置する渋滞対策の工事内容となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 当初の計画とちよっとずれがあると思うんですけれども、当初の計画ですね、お願いします。スケジュール的のところですね。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 当初のスケジュールでは、令和7年度、今年度で工事完了予定をしておりましたが、ちょっと今、国のほうの予算の配分等ですね、今、令和8年度までの計画となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。

(2)ですね。事業の優先順位と進め方を問うについてなんですけれども、同じような時期に、同じような事業、どういった基準を持って順位をつけているのかなという趣旨だったんですけれども、この答弁内容を見ると、交通の円滑化、渋滞対策、歩行者の安全確保等、いろんな様々な面を考慮して、総合的に取り組んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。議員のおっしゃるとおりです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。

(3)情報開示はどう行っているのか伺うに行きたいと思います。こちらは、ハイさいよーさん等を町ホームページに公開し、ここで情報提供を行っているということなんですけれども、大まかには総合交通戦略、こちらで確認できるということでもよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。議員のおっしゃるとおり、南風原町総合交通戦略のほうに、情報のほうは載せております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。大まかには総合交通戦略のほうで確認して、単年度はハイさいよーさんで進捗具合を確認するというような状況でいいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。議員のおっしゃるとおりです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん 完成予定、供用開始がいつになるか確認をしたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。令和8年度で工事を完了して、その後供用開始を予定しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 4番 西銘多紀子議員。

○4番 西銘多紀子さん ありがとうございます。こちらは、第2団地のワークショップ等で行った中で出てきた要望だと思います。今年度完成と聞いていたのに何も進んでいないというところの陳情から、この質問になりました。完成を楽しみにしている方がいらっしゃるといってお伝えして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午後1時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。5番 伊佐園恵議員。

〔伊佐園恵議員 登壇〕

○5番 伊佐園恵さん それでは一般質問をよろしくお祈いします。質問に入る前に、ちょっと所感を述べさせてもらいます。戦後80年、広報はえばるでも、現在の時系列と合わせた「文化の泉 宝物」として連載され、6月号は11ページに掲載されております。自己が住んでいる南風原、生まれ育った地域で実際に起きた戦争を知ることは、自分ごととして捉えやすく、勉強になります。この取組は、教材として是非学校の先生方にも知らせてもらいたいと思います。また、公文書館等に足を運びますと、10・10空襲で与那覇、宮城で家から煙が上がっている写真や、南星中学校建設時に見つかった多くの不発弾の写真等を目にとると、自分の祖先が置かれていた厳しい状況がこの場所であつたんだと痛感させられます。今後とも、南風原から平和が発信され続けますよう願うところでございます。それでは質問に入らせていただきます。一問一答でよろしくお祈いいたします。

大きい1番、学力向上委員会の取組を問う。(1)主な取組はどのようなものがあるか。(2)南風原町の学力の課題を問う。(3)成果の内容を、具体的にあげよ。でございます。答弁よろしくお祈いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項1(1)についてです。南風原町学力向上推進委員会では「生きる力」の基盤となる「読み解く力」と時代の変化に対応した資質・能力の育成を推進目標としており、幼稚園においては「保育・教育活動」、小中学校においては「授業改善」を軸とした重点的な取組を推進しております。

(2)についてです。各種調査結果によると、算数、数学、英語の理解に課題があり、学びの土台となる「読

み解く力」に課題があると考えております。

(3) についてです。中学校では「授業がよく分かる」「主体的に学ぶ」といった意識が全国平均を上回り、小学校国語や中学校数学でも、県平均を上回る成果が見られ、発達段階に応じた読み解く力の育成に関する取組を進めています。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。まず沖縄県は、都道府県別で、10年以上前に全国学力調査20位台と躍進したときがありました。去年は47位と確認しているところでございます。順位が20位台のときに、躍進した当時の県教育長の取組をまとめた著書を読みました。その中で、教育行政の役割の重要性というのを知ることができました。同時期にできました県立の中高一貫校も町内にありますが、町内にあります県立中学校には、定員の7倍以上の6年生が挑戦しております。南風原町の児童も多く受験していると感じているところでございます。また、教育基本法第1章第1条にあるように、教育の目的とは人格の完成にあるというのが、教育の1丁目1番地であります。学校教育というのは、ご存じのとおり知識のみを教えるわけではなく、知識はあっても体や心に健康を害しては駄目で、人と人との絆やつながりの中で生きていくことの徳育の大切さ等を育むことも重要であるというふうに、教育基本法にもあります。先ほど、学力調査の課題のところ、教育長のほうから、算数、数学、英語に課題がありましたともありましたが、教育長の、南風原町における学力向上のビジョンがどのようなものか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 ビジョンという言い方をされていましたが、現在、南風原町の学力向上の部分では、読み解く力という部分を真ん中のほうに据えております。これまで、いろんな意味で生きる力というふうな言葉を使っておりますが、その生きる力を支えるものとして、いろんなものを理解する。それからいろんなものを考える。そして自分の言葉で説明を行ったりというふうなことが、まず学業の中での重要な部分とされているんですけれども、その最も基礎となる部分で、教科書をきちんと読めているかどうかということに、今、南風原町は注目しています。中学校を卒業するまでに、教科書をきちんと読解できる力を育てていく。それが、ひいては自立した学習者を育てることにもなりますし、そのままそれが続けば、全国平均にも届くような学力が届くものと。その生きる力を育

むことは、イコール子どもたちの幸せを担うという形をつくるものだという形が、私どものビジョンという形になっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。読み解く力、生きる力、広く考える力など、細かくビジョンを説明していただきありがとうございます。学力と貧困は相関関係を示し、全国学力テストに付随して行われる学力状況調査でも、相関性はエビデンスとしてあります。実際、高等学校の数学の先生方からは、高校に入ってから数学を始めるときに、まず生徒が九九を覚えていないとか、括弧つきの足し算、引き算ができていない生徒も少なくないと聞きます。九九ができなければ、中学に上がって因数分解ができません。小児や中学入学前から既につまずきがある生徒たちのサポートは不可欠と考えます。先ほど、ビジョンの前に課題のほうの説明もしていただきましたけれども、算数、数学というのはどの地域でも、英語もそうなんです、子どもたちが難しいという教科になっていると思います。九九、あるいは中学に上がる前には、しっかり、中学に上がってからですかね、括弧つきの足し算、引き算ができるようにするというの、基礎基本に入るのかなと思っています。引き続き基礎基本の重要性を、校長会を通じたり、先生方へ周知してほしいが、どうでしょうか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 統括指導主事。

○統括指導主事 江谷 一君 答えします。先ほど教育長からもありましたように、本町では生徒の基礎基本のところ、すごく大事であると。読み解く力もその基礎基本であると。九九、そういう計算等も、まずは生徒が教科書を理解できていないのであれば先に進めないだろうということも踏まえて、今周知を行っているところですので、また議員のご指摘も含めて、小中校長会でも、この内容について周知していきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。それでは大きい2番のほうに移ってまいりたいと思います。学校教育を問う。(1)個に応じた生徒指導は、行われているか。でございます。答弁よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(1)についてです。町立幼稚園、小中学校においては、文部科学省や沖縄県、本町の教育方針を踏まえ、児童生徒一人一人の特性に応じた指導を行っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。一人一人の特性に応じた指導を行っているということでした。学習指導要領や生徒指導提要など、先生方は個に応じた生徒の指導というのは、本当に耳にたこができるくらいよく聞いているフレーズになっていると思います。問題行動に限らず、一人一人へ丁寧な指導を行うというのは、人手などで工夫が必要だったり、簡単ではないことでもあると思います。担任の先生が一人で抱え込むことのないよう、また保護者、生徒が孤立しないよう、学年やカウンセラーとチームで児童生徒を見守る体制を工夫していくことは重要と考えますが、町も同じと考えてよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 統括指導主事。

○統括指導主事 江谷 一君 お答えします。議員のおっしゃったとおりですね、学校においては、チーム学校ということで支援体制を確立して、今支援を行っているところであります。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。やはり悩みを抱えていることが恥ずかしい、恥だと思っている保護者や児童生徒もまだまだ多くて、孤立することはやはり解決につながらない、つながりにくいと考えます。是非そこら辺の周知、何か困ったことがあったらとか、個別に相談体制も、学校もされていますが、積極的にそういう発信もしてもらいたいなと思います。そこら辺も同じような考えでしょうか。よろしくお祈りします。

○議長 赤嶺奈津江さん 統括指導主事。

○統括指導主事 江谷 一君 お答えします。議員と同じ考えであります。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん ありがとうございます。悩まれている保護者さん等はですね、結構自分で、なかなか相談できなくて一人で悩まれている保護者さんは、結構町のホームページを見たり、南風原広報を見たりとかしているような感じも見受けられます。是非南風原の広報とかにも、困っていること、小さいことでも相談なさってくださいということで、教育委員会なり、学校からの発信、広報もお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。よろしくお祈りします。

○議長 赤嶺奈津江さん 統括指導主事。

○統括指導主事 江谷 一君 お答えします。学校のほうは学校だより等を含めて、そのような周知は行っているかなと思いますが、南風原町の広報、ホームページにはまだそういう掲載がありませんので、今後検討

してまいりたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん よろしくお祈りしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは大きい3番に質問を移したいと思います。スポーツ少年団を問う。(1)指導者の研修は行っているか。(2)スポーツ庁指針に従い、児童へのハラスメントはないか。(3)練習頻度は適切か。であります。答弁よろしくお祈りします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項3の(1)についてです。年2回、スポーツ指導における資質能力を備えた指導者を育成することを目的とした、日本スポーツ協会公認の「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」資格の研修受講を促進しています。また、指導者や保護者向けに名古屋グランパスの栄養士による栄養講座などを実施しております。

(2)についてです。現在、教育委員会では児童へのハラスメントなどの報告は受けておりません。

(3)についてです。練習頻度については、各スポーツ少年団の実情に応じて決定していると認識しております。毎年スポーツ少年団の会合等において、学校生活等とのバランスを考慮した、過度な疲れが残らないよう周知を行っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。スポーツ少年団に関わる方々、本当に外から見ますと丁寧に指導されている。また保護者の皆様も一丸となって頑張られている姿をよく目にいたしております。その中で、しっかり子どもたちに、安全にスポーツが行われているのかというところの質問だったんですが、南風原町でもいろいろと推進している研修などもあると。ハラスメントの報告も受けていないということでした。スポーツ庁の子供の体力向上課題対策プロジェクトより、日本スポーツ少年団は、活動量の目安として、1日当たり2から3時間程度、1週間に2から3日が無理のない活動としています。この目安は、スポーツ少年団で活動する子どもにとって、身体的、精神的に過度な負担がなく、意欲を持って参加できる活動量として推奨されています。特に多いとされているスポーツ障害は、野球肘や肩痛、オスグッド病などがあります。私の身近な、体験してきたスポーツの中で、よくオスグッド病というのをよく目にしていたんですけど、ジャンプが多い競技に多いんですが、成長期に骨が柔らかくて、膝下のほうが伸びている途中で、無理な練習、ジャンプの練習をすると、そこがちょっと変形し

てきて、大人になって骨が固まったときに膝が2つあるような感じに見えるような障害になっております。このように、子どもたちは成長段階の途中にありますので、また大人と違ったスポーツ頻度等があるということを知ってほしいなと思います。また、最近では熱中症なども多く取り上げられていますが、子どもはですね、表現の仕方が乏しくて、例えば、体調が悪いことを疲れたと表現したりすることもあります。近くにいる保護者、指導者は、そういう子どもの表現や行動にも注視して、しっかりスポーツ指導をして、危険がありそうな場合は声かけをしたりすることも重要かなと考えております。これからの時期は熱中症なんですけど、私が県外に出たのは大学時代ぐらいしかないんですけど、県外で競技をしたりするときを感じるの、沖縄の生徒、子どもたちもそうなんですけど、暑さに対する対処はある程度慣れているんですけど、ふだんから暑いところにいるので。逆に、暑くて汗をかいてそのまま帰っても、身体は冷えないので、着替えをしないとかですね、そういう寒さに対する対応がまだまだかなという場面も見られます。参考にしてみたいなと思います。それで引き続き、先ほど行っている、推奨している研修等、日本スポーツ協会の研修事項等、あとスポーツ庁でもいろんな参考になる動画もあります。先ほどの日本スポーツ協会はJ S P Oという感じで表記されるときもありますけれども、J S P O等の研修等の情報提供を引き続き、スポーツ少年団の指導者の方々、保護者の方々に発信してもらいたいと考えますが、どうでしょうか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。今、議員のほうから提案がありました事項等につきまして、今後参考となる資料や研修会の情報について確認して、今後スポーツ少年団のほうに情報提供等をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん ありがとうございます。是非安心な、そしてまた楽しいスポーツをする幼児期から児童生徒が増えて、スポーツ好きで、健康で、人生を過ごすような方々が増えたらいいなと考えております。

それでは大きい4番、こども計画を問う。でございます。(1)子どもの自殺率低下への対策はあるか。でございます。よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項4についてお答えします。近年、本町での子どもの自殺はございません。自殺の多くが追い込まれた末の死であると言われてお

りますので、児童虐待防止、孤立対策、各種相談等の実施体制を整えて対策しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 自殺の問題に関しては、コロナ期に大分増えて、コロナ禍が過ぎて、でもまだ子どもたちの自殺の件数が、全国的にですが、まだ減らないという課題が国全体としてあるところでございます。夏休み明けとかですね、いろいろマスク等でも周知はされているところであります。南風原町として、先ほど相談体制を整えているということでしたが、町の若者自殺対策、心の健康支援の具体的な取組を教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えいたします。若者の自殺対策、心の健康支援として、こども課の家庭児童相談員の現場サイドの対応としては、沖縄県の子ども若者総合支援センター s o r a e 及びこどもおとなLINE相談クルームや、こども家庭庁の親子のためのLINE相談などを、相談者へ案内しております。また、町民の皆さんへの周知方法としては、令和6年10月の広報誌において、各課の福祉的な相談窓口先とか、社協さんの相談窓口先、あとは、外部機関としては南部福祉事務所等を含めた外部機関の案内等ですね。また7年6月の広報誌においては、児童虐待の観点から、体罰によらない子育てを広げようと、しつけと体罰の違いや子育て相談窓口や虐待通報の案内等をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 答弁ありがとうございます。いろんな方面に相談することができるということが分かりました。若者の命を守ることは、町の未来を守ることにつながります。チームぐるみで包み込む地域支援の仕組みをさらに広げ、子ども、若者、誰もがここにいいと感じられる社会を町と一緒につくっていきなと考えます。できたてのこども計画ですけれども、こども計画は1冊、結構太いんですけど、また分かりやすい版も南風原町でつくってくれております。この分かりやすい版をぱっとこの1枚、裏表見るだけでもとても勉強になるんですね。例えば、中学生目線で、たくさん勉強のことを言わないでほしいとか、高校生目線のアンケートでは、お金の心配をせずに暮らしたいとかというのが、トップの回答になっていると。あとは、子育てに関しては、子育てに係る経済的負担が大きい。子どもを産み育てることで自分も成長する。どっちも同じぐらいの回答にはなっているんですけど、中学生、高校生を持つ私も、これを見てちょっとどきっ

とするとところもあつたりします。そうすると、中を見てというところで、私世代だけじゃなくて、親世代だけではなくて、子どもたちにも是非目に触れてほしいなど。自分たちも意見を言っていんだとか、それを知るきっかけになってほしいなと思います。この分かりやすい版は、町民はどこで目にすることができますか。よろしくをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 町民の方々への周知というか、案内方法としては、南風原町こども計画及び分かりやすい版の概要については、町のホームページのほうで掲載しております。また、策定後のこども計画等については、町内の各小中学校及び近隣の高校、また児童館を通じて、それぞれ2冊ずつ配布しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん 是非子どもたちにも見てもらいたいなと思っているところがございます。最後に、このこども計画なんですけど、私もまだゆっくり隅々まで見れていないので、まだまだこれを勉強したいと思っていますが、アンケートを取るだけの計画にならないように、これを是非また生かして、南風原町の子どもたちが、こども計画は30代の若者までだそうですが、住みやすい町、南風原町に住んでよかったなと思えるようなこども計画に、これが活用されることを願っております。これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後1時29分）

再開（午後1時31分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。1番 玉城陽平議員。

〔玉城陽平議員 登壇〕

○1番 玉城陽平君 本日最後、改めてよろしく申し上げます。私ごとではあるんですけども、今回私、恐らくなんですけど、独身生活最後の一般質問になる予定でして、恐らくじゃないですね、確定です。ですので、是非お祝いの気持ちも込めて、前向きな答弁をよろしくお祈りしたいと思います。私ごとですが。その後にもまたお祝いをというのはいいますね、次も。

改めて一般質問のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。大問1、これからの公園の在り方とまちづくりを問う。(1)都市公園法の改正を受けて、都市公園の柔軟な管理運営の在り方

に関する検討会の令和4年の提言の中で、パークマネジメントの組織としての公園協議会の創設に関する記載がある。パークマネジメント、公園協議会はそれぞれどのようなものか、組織の内容と目的を問う。(2)公園協議会の創設について、検討状況と見解を問う。またマネジメントの要としての「パークコーディネーター」について、その中身と効果を問う。(3)江戸川区では「地域で育むみんなの公園ガイドライン」を策定し公園に関わるボランティア、公園サポーターを公式に募集している。本町も公園づくりに地域の多様な住民を巻き込む取組の充実が必要ではないか。(4)住民が主体的に公園の管理や運営に参加する仕組みに「公園愛護会」がある。1961年に横浜で先駆けてできたものだが、小規模ながら2020年に一般社団法人みんなの公園愛護会が設立され調査や発信がされるなど、新しい動きが出てきている。本町もこの仕組みを導入することを提案するが、どうか。(5)住民の参画、利用を増やしていくための公園の改善が必要だ。姫路市民の公園に対する改善要望で乳幼児の保護者、10代-60代の市民の両方を取ったアンケートで木陰を増やすことがいずれも最も多かったと聞く。猛暑が深刻化する中で、日中の公園の居心地をよくするためにも、従来の樹木の管理の見直しや屋根の設置など、木陰を増やす取組が必要ではないか。本町の公園管理に「樹冠被覆率」、「木陰面積」の指標は含まれているか。

全部言ってから、全部答弁をもらって、再質問から一問一答でお願いします。

大問2、役場職員の人材育成の環境整備を求める。

(1)職業能力開発促進法の2018年改正において、常時10人以上を雇用する企業では、職業能力開発推進者（キャリアコンサルタントの業務を担当するのに必要な能力を有する者）において、職業能力開発・キャリア形成の支援をすることが望ましいとされる。一部自治体では類似の仕組みを入れている。本町においても専門性を持つ人材を育成・配置し、人材育成を強化していくことが必要ではないか。(2)人材育成のために、職員が学びやすい環境が必要で、それぞれの現場や立場によってニーズが異なることへ配慮する必要がある。那覇市では、全国で100以上の自治体が導入する自治体職員用のeラーニングのサービスを活用している。本町においても必要な取組で、導入を提案するがどうか。

3番、障がい児の福祉と自立支援協議会の今後を問う。(1)障がい児通所サービス支給基準見直しについて、何がどう変わるのか、なぜ見直すのか、その内容と背景を問う。(2)基準見直しの中で、学童クラブと放課後デイサービスの併用も想定される。どのような

課題が現場に起こり、利用家庭にどう影響があるか考えるか。移行支援の円滑化のためにも、両機関の連携や課題の共有を進める必要がある。今後の方向性、見解を伺う。(3) 自立支援協議会の全体会、定例会、2つの専門部会、それぞれでどういった機能を果たしているのか。特に専門部会において、どのような検討が行われているか。(4) 障がい福祉・障がい児福祉計画に、専門部会は、本町は相談部会、拠点部会があり、新たに就労部会や子ども部会等の専門部会の設置が求められている記述がある。検討状況はどうか。(5) 令和8年まで、自立支援協議会の専門部会の設置数は2つと障がい福祉・障がい児福祉計画では記載がある。移行支援の推進と制度横断的な個別支援体制を構築するため子ども部会を前倒しで進めていくべきではないか。見解を伺う。

大問4、男性の育休、産後パパ育休を問う。(1) 2022年10月から産後パパ育休が導入された。従来の育児休業とどう違うのか、それぞれの内容を問う。(2) 厚生労働省調査によると意向確認義務化で急増し、男性育休の取得率が初の30%を超えた。本町の男性職員の取得率はどうか。2020年度の数値目標の10%は達成したか。2025年度に50%の政府目標に届くか。(3) 男女共同参画、特に、女性の就業継続・キャリア形成の観点とジェンダー意識の変革の観点から、男性の育休取得の効果を問う。(4) 育児休業申出に関する相談窓口の設置や管理職を対象とした理解促進研修の実施はあるか。本町における取得体制の強化方を問う。(5) 町内の各種法人への育児休業取得促進はどのように取り組んだか。厚生労働省の育休復帰支援プラン策定の支援や両立支援等助成金など、育休取得促進のための既存の取組の広報も強化してほしいが、どうか。以上、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1(1)についてお答えします。パークマネジメントとは地域住民、行政、民間企業が協力し公園の整備・管理・運営を行う手法で、公園の魅力向上、地域活性化など社会的課題を解決する目的とするものです。次に公園協議会とは地域住民、行政、関係団体が参加する組織で、公園の利用者や地域住民の声を反映し、公園の運営方針や改善策について意見交換や調整を行い、よりよい管理体制を構築する場となっております。

(2)です。公園協議会の創設について、現状は検討しておりません。また、パークコーディネーターとは、公園と地域をつなぐ専門スタッフであり、効果については、地域課題の解決、持続可能な公園経営の実

現、利用者の満足度の向上が図れると言われております。

(3)です。町内の公園管理においては様々な課題があることから、その解決に向けて同様な取組も一つの方策であると考えております。

(4)です。先行事例を基に、本町の公園管理にどのように取り組めるのか調査研究してまいります。

(5)です。「樹冠被覆率」、「木陰面積」は本町では定めておりません。

続きまして質問事項2の(1)についてです。現在、研修機関での専門研修や市町村合同研修等を通じて、専門的知識の向上に努めております。ご提案の職業能力開発推進者の配置につきましては、先進自治体の取組を参考にしつつ、今後の導入の可能性について調査研究してまいります。

(2)です。これまでeラーニングを活用し個人番号制度、人事評価制度、DX人材育成等の研修を行っております。eラーニングは、必要な教材を選択し、任意の時間で受講できることから職員の資質向上に有効なサービスだと考えております。今後、既存の研修も含め調査研究してまいります。

続きまして質問事項3の(1)についてです。令和7年4月から近隣自治体の先行事例や県外の自治体を参考に、障がい児通所サービスの放課後等デイサービス等の支給基準を変更しました。月利用日数が一律23日から障がいの程度により15日と23日の2段階となります。障がい児のサービスから学童クラブ利用への地域移行を目的としており、背景に障害児福祉サービスの利用件数、給付費が年々増加していることがあります。

(2)です。地域移行に伴い、学童クラブ等の受入体制が課題となり、世帯によっては学童クラブとの併用による利用料金増が想定されます。移行支援の円滑化のために、今年度を支給基準見直しの調整期間としており、課題等を関係課、関係機関と共有し検討していきます。

(3)です。障がい者自立支援協議会のことを通称で全体会としており、主に障がい福祉行政及び各専門部会からの報告、取組から見えてきた課題について協議を行っています。定例会は本町では実施しておりませんが、主に全体会で協議する事項を関係機関が集まり事前調整する場と認識しております。専門部会は、本町では相談支援部会と拠点部会の2つがあり、相談支援部会は、関係機関による事例検討会等を行っています。拠点部会では、地域で障がい者等が安心して暮らしていくための、地域づくり等の検討・協議を行っています。

(4) です。就労部会は就労支援事業所からの要望があり、昨年度から話し合いを行いました。今年度、専門部会として設置予定となっています。子ども部会については、今後の設置に向けて情報収集をしている段階です。

(5) です。子ども部会は、児童通所サービス事業所等の関係機関から意見を聴取しながら設置に向けて取り組んでまいります。

続きまして質問事項4の(1)です。「産後パパ育休制度」は、男性の育児休業取得の促進のために設けられた制度で、従来の育児休業と異なり、子の出生後8週以内に、最大4週間を限度として2回に分けて取得することができます。一方「育児休業制度」は、原則、子が1歳になるまで男女ともそれぞれ2回に分けて取得することができます。なお「産後パパ育休」は「産後育業」とは別に取得することができます。

(2) です。2020年度は、12%となっており目標を達成しております。2024年度の育児休業取得率は75%で政府目標を達成しております。引き続き、職員への育児休業制度の周知を図り、取得率向上に努めてまいります。

(3) です。男性の育児休業取得は、女性の早期の職場復帰を後押しするとともに、キャリアの中断を防ぎ、職場における評価や昇進の機会を確保する上でも重要であると考えております。また、職場や社会全体において、育児を女性だけの責任とせず、家族全体で担うべきものであるという意識を広げることにつながり、ジェンダー意識の改革を促す上でも大きな意義があるものと認識しております。

(4) です。育児休業の制度の円滑な利用を促進するため、総務課に相談窓口を設置しており、制度内容や手続に関する説明・支援を行っています。管理職を対象とした理解促進のための研修は実施しておりませんが、今後も制度に関する情報提供や周知を図ることで、職員の理解促進と取得しやすい職場環境に努めてまいります。

(5) です。これまで産業振興課窓口において関連冊子の設置、町商工会によるパンフレット等の配布を実施しています。広報に関しても町ホームページ等を活用し強化してまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。一つずつ再質問していきたいと思っております。まず大問1の公園のほうからですね。都市公園の柔軟な管理運営の在り方に関する検討会、こちらの提言の中で、重要戦略として社会課題解決に向けたまちづくりの場とする。

公園をですね。それから使いこなす仕組みを整える。それから管理運営の担い手を広げ、つなげ、育てるといふふうに掲げられております。そのための実践を今回提案する形で、この質問を取り上げております。都市公園法の改正自体は平成29年、近年行われており、地域参加型まちづくり自体も広がっております。その観点から、公園を単なる施設ではなくて、地域住民が関わって育てる公共空間、そのように捉える、そういった視点が求められていると考えております。そういった観点到、ジェンダーの観点もまた加えまして、前回女性の声の反映を取り上げたわけですが、そういうふうにして、公園利用者の声を反映していく。それから公園づくりの担い手になってもらう。そういう仕組みづくりを提案したいんですね。まずこの公園協議会についてなんですけれども、県内でこういった取組があるのかどうか。こちらは把握しておりますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。公園協議会のほうは、那覇市の漫湖公園のほうで、今、協議会のほうが検討中というふうに把握しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 ありがとうございます。この協議会自体も、都市公園法改正のときに定められてきたものなので、まだまだこれからというものだとは、もちろん理解しております。この仕組みそのものですね、新しいものではあるんですけども、現在、教育委員会のほうでコミュニティスクール、これが進められていて、学校運営協議会など定めているわけですが、そういったものの類似型と捉えていくと、公園でもそれをというようなイメージが比較的湧きやすいのかというふうに考えております。そうすることによって理解も進めやすいわけですし、改めて何ですけども、この公園協議会、まずは調査研究から進めていただけないでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えいたします。公園協議会のほうで、私たちのほうも課題解決の一つの手法だと考えておりますので、調査研究のほうを行いたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 ありがとうございます。このパークマネジメントというところをまた考えていきたいわけですが、マネジメントという観点から、利用者目線での公園の満足度、その測定ですとか課題の抽

出、こういったものも非常に重要になってくると考えています。けれども、行政計画のようにしっかりと策定して、それを回していくというふうになると非常に手間がかかってしまう。一つ一つの公園でそういったことを行っていくのは難しいということは十分理解しております。実際PDCAを回していくにしても機動的なものが求められる。そういうふうにも理解しております。そういったものを実際に利用者の声を拾いながら検討して、具体的にどういうふうはこの公園を運営していくのかということが、公園協議会などで細かく検討されていくことができれば、今後は望ましいのだろうなというふうを考えているわけですね。とはいえ、すぐにそれができるといふふうにも考えてはおりませんので、まずアンケートですね。前回は取り上げたわけですが、そういったものを利用者に取っていく。それからその回答も踏まえながら、ワークショップなどで利用者と一緒に、あるいはその公園を管理している方々を巻き込むような形、あるいは周辺の企業さんとか、そういった方々を巻き込むような形で、満足度のほう、把握したものを定期的に評価していきながらPDCAを回していく。そういった取組からであればできるんじゃないか。そのようにも考えているわけですが、こちらはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えいたします。こちらの満足度のほうを向上させていくという手法の中で、まずアンケートのほうは取り組みやすい事例だと思いますので、周辺とか参考事例とかを調査研究しながら、また調査研究しながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。

次に(2)のほうになるわけですが、それを具体的に進めていく中で、市民の活動、住民の活動がどんどん立ち上がっていくとか、そういったことがあると望ましいわけですが、必ずしもそれがスムーズに行くわけではないというふうなこともあるかと思っております。このパークコーディネーターですね、今回そういった役割を担うものとして取り上げたわけですが、これもコミュニティスクールで行ってきたような地域学校協働本部ですか、学校応援隊などが行ってきたものを何となくイメージしながら考えていくとやりやすいかと思うんですが、協議会の運営ですか、利用する住民の中からのニーズの発掘、具体的にそれに基づいた活動の立ち上げ支援、人材育成、そういったものをパークコーディネーターが

行っているわけですね。そういったものがあるような公園は非常に満足度が高く、なおかつ住民もそこに参画していくし、管理者としても、維持コストも下がっていく、そういうふうな事例が報告されております。社会教育が、公民館の中でやってきたことを今度は公園のほうでもというふうな考え方になるんじゃないかというふうに私のほうでは捉えております。特に、既に管理人がいるような公園、そういったところで、施設の管理だけでなく、その役割にコーディネーター的な役割を付与して、新しい地域づくりの担い手になってもらう。またはその公園に縁が深いNPOですとか、地域団体、そういった方に担ってもらうような形だと導入しやすいのではないかと、そのように考えているわけですが、こちらはどうか、こちらどう考えますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。議員おっしゃるとおり、パークコーディネーターのほうは、その公園のことをよく知っている方がやるのが有効かというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。より具体的に、大回廊公園、あちらで試験的に導入していくことができないかというふうにも考えているわけですね。なぜかというところは、フットサルですとか、バスケットですとか、スケボーですとか、そういった施設を活用する団体が豊富に存在していると考えておまして、そこにつながる保護者のコミュニティーですとか、そういったものが存在していて、個々にも大きなイベントの企画なども把握しております。そういった企画運営能力もあるんじゃないか。加えてこのコミュニティーと関わりの深い方が管理人をしているということも考えると、そういった取組を、巻き込んでいながら形をつくっていくというのが、比較的やりやすいんじゃないかと思っているわけですね。こちらを試験的に始めていきながら、そこから出てくる事例、これを広げていくような形だと進めていきやすいんじゃないか。そのように考えているわけですね。こちら、どのように考えますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。議員おっしゃるとおり、花・水・緑の大回廊公園のほうにパークマネジメント、パークコーディネーターとか、またその協議会とか、そういったものの条件がそろうような場所だというふうに考えておりますので、それについてはまた先進事例とか、そういったものを確認しながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。あとは実際利用している方々の声なども聞きながら、具体的な形などは検討していかれるものだと理解しているところでございます。

(3)のところで(4)のところで、重なるものではあるんですけども、仕組みとして、もうちょっと手軽に参加できるようなものとして、住民が公園づくりに参画していく、それを行政のほうで認定したり、登録したりする。そういうふうな形で、町が公式に応援していくような仕組み、そういうものがあるほうが望ましいんじゃないかというふうに考えているわけですね。公園に住民が関わっていくためのきっかけ、仕組み、これをつくっていく。そういうふうな考えであるわけですけども、具体的には、清掃道具の支援ですとか、活動を広報する掲示板の設置、地域貢献を目的としたイベントの共催などが実際には行われているようです。本町でも、清掃活動ですとかイベント開催、花壇活動、そういった形で住民が公園に関わるような活動を、これまでも応援したりですとか、一緒に取り組んできたような事例はありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。本町のほうで、南風原町道路公園等ボランティア実施要綱というものがあります。その要綱に基づいて、毎年この地域のそういったボランティア活動をやっていただける団体の方がいらっしゃいます。今年度は6団体になります。その団体の方たちの活動としては、各公園の草刈り、また道路歩道の清掃、あと道路の植樹柵の手入れ等、そういったものをしていただいている事例があります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。実際にこれまでもあるということで、これをより公式な形で制度化して、発信して広げていく、そういったことができないかというふうに考えているわけですね。仕組みとして、ボランティアですとか、公園愛護会ですとか、形は幾つかあると思うんですけども、この公園に関するボランティアですね、ハードルの低さから中高生が初めてのボランティアで参加するとか、移住してきた子育て世代が、自分の子どもと一緒に関わる、そういった初めての地域参加みたいな形で関わっている事例が増えているというふうに、この公園愛護会の調査のほうで私は把握しております。これまでの取組として、自治会ですとか、通り会ですとか、そう

いったところと一緒にやりながら取り組んできたものはあるのだろうというふうには理解しているのですけれども、そこにまた新しい世代を巻き込んでいく、そういう形で発信しながら取組をつくっていくことができるんじゃないか、そういうふうに考えているわけですね。実際に県内でも、経塚公園のほうで市民花壇の設置などを通じて、散歩をしている方々と、それから保育園の子どもたちなどが関わっていきながら交流をつくっているというふうな事例が存在しております。大事なことは、町がその活動自体を正式に公認して認知して、その上で関わりを促していくための仕掛けをつくること、そのように考えているわけですね。その活動の中で、現場で活動される住民の方々と公園管理担当者のほうでコミュニケーションを取っていきながら、実際の声を聞いていく。それがもう少し発展していくような形で、公園協議会ですとか、この公園をもっともっとうまく使っていくためにどうしたらいいんだろうとか、この公園に必要なルールって何なんだろうとか、そういうことを実際に話し合っていくながらつくっていく。そういうことが蓄積していくことで、地域でこの公園を育むことになって、皆の公園になっていくんじゃないか、そのように考えているわけですね。この公園ボランティアサポーター、愛護会など、公式に住民が公園に関わっていける仕組み、その価値と効果、改めてどのように考えるか、お聞かせください。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。今議員提案の取組につきましては、その取組を行うことで、道路や公園がきれいになる。そうすることでみんなが集まりやすくなる。そこに対してまた利用者のほうが愛着を持つというような形で、そういった価値や効果が出てくる仕組みだというふうに理解しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 ありがとうございます。少し話がずれるようにも聞こえるかもしれないんですけども、公園に関する取組としてですね、内閣府で孤独、孤立に資する事例として、公園を拠点とする取組が紹介されております。公園のような不特定多数の人たちが交流する場所、これが増えると、孤立や孤独の発生確率が減少する、そのようなことが実際に報告されているわけですね。大小の公園コミュニティの有効性がそこで報告されております。議会の意見交換会の中でも、移住してきた方々、移住してきた住民の方から、孤独、孤立を感じている。これは高齢者に関わること

ではなくて、働いている現役世代も確かに感じているんだ。そういった声があったんですね。南風原町の地域福祉計画の中でも、その冒頭から社会的孤立、これは大きな課題であるというふうな認識が示されています。話は公園に戻るわけですが、都市公園新時代、この提言のほうですね。社会課題解決に貢献する場、まちづくりの場として公園が提示されているわけです。改めて、この公園を拠点としたコミュニティーづくり、そこに住民が関わりやすいような仕掛けを推進していく。そのことによって、公園自体が課題解決に貢献していくような場として機能できるんじゃないか。もちろん孤独、孤立に限定するものではありません。そういったふうに考えているわけですが、改めて、担当課長のほう、考え方をお聞かせください。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えいたします。今現在、社会課題解決ということで、様々な課題があるというふうに考えております。そういった課題を、公園を通じて解決の場になる、それがまたよりよいまちづくりにつながる、そういうふうなことに繋がっていくことだというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。是非住民と、それから我々とも一緒になって、公園豊かな場所にできるように頑張っていけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

(5)のほう、まだ残っているんですけども、どうやってその公園の利用率を上げていくのかということを見ると、居心地がよい場所じゃないと、そもそも住民が来てくれないんじゃないか。そういう観点から、実際に遊具の材質にもよるんですけども、気温が30度を超えてくると、滑り台、ブランコ、60度から70度ぐらいになるというふうにも言われております。遊具でやけどするだけじゃなくて、公園の地面も同じぐらい。大人よりも地面に近くて、皮膚が薄く、やけどの重傷化リスクが高い子どもたちが使うということを見ると、この状態は非常にまずいんじゃないかというふうに思っているわけですね。そういった観点から、木陰を広げていく。それを維持管理の中に方針として入れてほしいわけですが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、南風原町の公園、高木とかある公園も多くありますが、高木が少ない公園や、また遊具周りのほうはどうしても陰がなくて暑くなるという

のは、私たちのほうも考えておりますので、そういった課題の解決方法として、木陰というところで、こういった方法が木陰づくりになるのか、またその方法ですね、いろんな方法があると思いますので、そこら辺はその場所の公園に合った方法を、また調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。特に遊具のほうですね、何とかならないかというふうに考えておまして、樹木によるものと考えますと、なかなか時間がかかってくるものだと思いますが、より簡易的な形で、すぐにでも取り組めるようなものもあるんじゃないかというふうにも考えているわけですが、そういったことがありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。遊具周りに限定した答弁となると、ちょっと僕のほうで今持っているアイデアはないというところですが、またそれについては、調査研究のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。つる植物の活用ですとか、遊具に屋根をつけるですとか、様々な形があるかと思っておりますので、こちらは調査研究しながら取り組んでいってほしいということと、それから定量的に把握するということですね、最初のほうで樹冠被覆率の話をしましたけれども、航空写真を利用するですとか、地理情報システムの活用ですとか、そういった形で指標化できるんじゃないか。それを指標化していきながら、より具体的に、例えば、3年以内ですとか、5年以内に10%高めるですとか、そういった量的な目標を持って取り組んでほしいというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。今議員ご提案の内容も踏まえながら、こういった手法が、居心地がいい公園になるのかというのは、また調査研究のほうを行っていききたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。

次に大問2のほうに移っていきたく思います。(1)のほうで取り上げた職業能力開発促進法、こちらは努力義務の対象に、地方自治体はそもそも入っているのか。こちらいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。地方自

治体におきましても、努力義務に入っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。デジタル社会がどんどん進んでいって、それから行政課題のほうも複雑化していく中で、必要なスキルが様々変わってきていることと、多様化していること、それから専門性自体も求められるようになっていて、しかもそれを常に学び続けなきゃいけない。そういうふうな時代になっているというふうに考えております。個々の職員のキャリア形成ですとか、職能開発、これは組織として重視すべきだろうと。それは私個人が考えているわけではなくて、人材マネジメントの推進、それ自体が総務省からも出ているように、全国的に取り組んでいく必要があるものだというふうに考えているわけですね。特に直近の人件費の高騰なども考えますと、1人当たりの職員の行政処理、事務処理能力、この向上に向けた人材育成、さらに重要な課題になっているんじゃないかというふうに考えるわけですが、この課題、この認識、共有できるでしょうか。いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 答えいたします。ただいまご質問にありました人材マネジメントになりますが、本町における人材マネジメントとしまして、行政機関がその役割を果たすために必要な人材の確保、また人材育成、また評価、そして働きやすい職場環境の整理を総合的に推進する取組が必要だと認識しております。このような取組が本町の持続可能な行政サービスの提供と、また町民の皆さんの多様なニーズに応える必要不可欠な要素であると認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。この人材マネジメントですね、なかなかこれを専門的に学んだ人を配置するという自体は、なかなか難しいところもあるのかなというふうに思っておりますけれども、こういったものが必要であるということが、企業においても行政においても、より必要性として高まっている。実際に企業さんのほうでは人事教育訓練の担当部長ですとか、担当課長をそういった形で推進者として選任するというふうな形になっているわけですね。どうしても国家資格のほうを取ってほしいというふうな話をしているわけではなくて、そういった観点をしっかり持った上で、よりこれからの研修ですとか、人材育成のほうに取り組んでいってもらいたい、そのように考えているわけです。内部のほうでまた難しければ外部人材を活用する、そういったこともあり

得るかと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 答えいたします。今ご質問の中にもありましたとおり、なかなか管理職、そういった中で、職員全体を、相談窓口的な対応をするというのは、かなり難しいところがあると思います。専門の職員を配置するには、やはり財源の問題等もありますので、今後また先進地のほうも調査研究していかなければいけないと思うんですけども、その中で外部委託等ですね、こういった取組、仕組みがあるのかも含めて、調査のほうで調べていきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。

(2)のeラーニングに関するところですが、本町の人材育成の取組、確かに行われている部分はあると思っておりますし、DXを進めていく中でそれを強化してきたということも十分理解しております。そういった研修情報が回覧されているですとか、そういったことも把握してはいるんですけども、実際本町役場を退職した職員のほうから聞き取りする中で、なかなかそういう階層別の研修の情報などが十分に届いてこないんじゃないかとか、実際にあるのかがなかなか分からなかったという声もあったんですね。そこからまた少し改善も進んでいるのかなというふうに思っているわけですが、このような声が上がってくるといことは、もしかしたら学びたい職員に対して、機会とか情報が十分には行き届いていないんじゃないかというふうに考えているわけですね。必要な人が必要なときに必要な学びを得られる仕組み、これを構築していくために先ほどのeラーニング。具体的なコンテンツ名は、今は避けますが、その中には実務研修ですとか、テーマ別の研修ですとか、階層別の研修、スキルアップのための研修、様々あるんですね。幅広いコンテンツが準備されていることで、よりそれぞれの職員が、職務ですとか職階ですとか、そういったニーズに合わせて学んでいくことができる。これをまずは入れていくということが必要なんじゃないか。学びやすい環境を整えた上で、先ほどからお話しているような人材マネジメントをどんどん進めていく。そういうふうな組織的な取組をより強化してほしいというふうに考えているわけですね。このeラーニング、改めてどのように評価するのか。その効果をどう考えるのか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 答えいたします。議員か

らありましたeラーニングの研修につきましては、県内の実績等も調査したところです。この辺も踏まえて、課題であります階層別の研修ですとか、事業別の研修、そういったところで、職員が、時間があるときに受けたい、そういったタイミングが合わないというのが、現状として、課題としてあるかと思えます。先ほどご提案のありましたeラーニング研修という部分では、本人、職員が、時間が調整しやすいだとか、専門的な部分で調べたいというときに受講できるというメリットがあると思えます。そういったこと等について、研究しながら、導入に向けては検討していきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 再度にはなるんですけれども、導入に向けて前向きに、積極的に取り組んでいく、そのような理解で大丈夫でしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。現状の課題等、その辺も確認しながら、前向きに検討していきたいと考えています。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。是非よろしく願います。

大問3のほうに移りたいと思えます。こちらですね、放課後デイサービスを運営する施設側から相談があって、今回このような形で取り上げております。この支給基準見直し、先行で見直しを進めた県内自治体があるようでして、その中で放デイ側の受入日数が減少して、それに合わせて放デイ側の施設の収入が減少してしまって、児童を受け入れる余裕がなくなってしまった。そのことによって、保護者の就労もあって、夏休みに家で、一人で過ごす、そういったケースがあったというふうに聞いているんですね。長期休暇、放課後、こういったところで障がいのある子どもが家では一人になってしまう。これを何とかせねばならんというふうに考えられる中で、1970年代から2012年代、40年ぐらいかけて様々な関係者の取組によって、この放課後デイサービスなどの仕組みが整ってきたわけですが、これも後退してしまわないように、今の仕組み、もちろん基準見直しそのものは、必要な部分はあるというふうには十分理解しております。けれどもそれが変わっていく中で、どうやってこれをうまく次の形につくっていくのか。それを丁寧にやっていく体制が必要だろう、そういうふうな観点から質問しているわけです。改めてなんです、この基準見直しについて、通知などが出たのかなというふうに理解してい

るんですけれども、いつ出たのか、どこに通知が行ったのか。そのことで実際利用者はいつから見直しがあるのか。こちらいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。こちらにつきましては、利用者の方直接の通知ではなくて、計画相談所とか事業者さんを通して前年度にお話をさせていただいております。いつから見直されるかということは、サービスを受けている方によって、サービスの見直しの期限が違いますので、その都度丁寧に事業所の方やこちらで説明を行って、見直しを行っていくというような形になっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 この見直しのタイミングで丁寧な説明自体はされていくものだというふうに理解して大丈夫でしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。そのとおりでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。是非よろしく願います。この見直しの中で、準拠するような国ですとか、県ですとか、そういったもののガイドラインなど、こういったものの改定などはありますでしょうか。もしあれば、そのポイントを確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。平成24年の児童福祉法の改正によって、児童による学童期の子どもを対象とした発達の支援の場と位置づけられて、事業所数が、利用者数が増加したところがございます。その後、やはり国としても支援の質や運営の適正化や課題とか、共生社会の実現に向けた取組が十分推進されていないというところもありまして、令和6年4月に児童福祉法の改正されたものが、令和4年に改正案ができたもの、成立したものが、令和6年4月に施行されております。それに伴って、令和6年度に放課後等デイサービスのガイドラインについても改定されているという状況でございます。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時16分）

再開（午後2時16分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん 失礼いたしました。改定のポイントとしましては、障がい児童に関わる部

分としまして、まず地域移行の推進、それから放課後デイサービスが単なる預かりではなく、より質の高い発達支援を提供する役割を担うべきというところで、そのような改正がなされてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。実際この見直しを行うに当たって、どのぐらいの方々、住民の数が対象になるのかということも考えていったものはあると思うんですけれども、その想定される数はどのぐらいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。今回、見直しが必要になるというよりは、今回23日の上限日数が15日に変わる方は、利用者全体がまず275名、令和6年度ベースですが、のうち231名おります。ただし、調べていく中で、月平均が15日を超えて16日以上の方については95名というところですので、約95名の方が何がしか支給量が足りないですよというご相談があるのかなというふうに想定してございます。なので、全て見直しの対象になった方が、現状として、15日より利用されていたかという、そういうことでもございませんでした。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。実際に相談はあるであろうという方々に対して、調整期間というふうなお話もあったわけですが、具体的にこういった形で対応がされるのか。協議ですとか、柔軟なものですとか、そういったことはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず、サービスの利用に当たりましては、計画相談事業所の方と、利用者の方がご相談していろいろ計画を立てていくわけですが、利用者の方と計画事業所さんの方から、支給量を見直してほしいという要望や申請とかが上がったときに、家庭の状況、この子が日頃どういうふうに過ごしているかとか、細かな部分まで確認を一件一件行って、この子については支給量これぐらい必要というところで見直しを行う。または居場所が必要ということで、この子にとっては、例えばなんです、こども課の居場所づくりとか、そういうところが望ましいとなれば、そこを一緒に検討したりとか、様々な検討をしながら丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 丁寧に対応をしていきながら、

適正な支給を考えていくという形になると思うんですけれども、これまで協議していく中で、新しく発見できたこととか見えてきたもの、そういったことでもありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。やっぱり今回見直していく中で分かったことということが、意外と地域で日頃遊んでいる、お友達と遊んでいる子もいるんだなというところも分かりました。それから、保護者の方が支給量を23日に上げてほしいという理由の中に、やはり安心感だったりとか、実際は通ってなくても、居場所として欲しいとか、そういったところも見えてきました。なので私たちは、やっぱり安心して、地域で子どもたちが過ごせるように、こういった選択肢だったり、どういう子どもたちの状況があるかというのを、やはり今年度ですね、いろいろ確認してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。

(2)のところに移るわけですが、学童と放課後デイサービスの併用ということが、考えていくことが、これから発生してくると思うんですけれども、実際届いた町民の声として、これまで家庭、学校、放デイで作業療法士さんたちと連携しながら継続的に取り組んできて、本人の中で自信ができてきた、できるようになってきた。けれどもそれが、学童の集団の中に入っていくということで、叱られることが増えてしまうんじゃないかとか、そのことによって自信がくじかれてしまわないか。そういった心配の声が届いているわけですね。学童と放デイで性質の異なる部分があるわけですが、その中で支援の一貫性をどうやって構築していくのか。非常に重要な論点であると考えられるわけですね。まずは併用ケース、こういったものが想定されますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。併用ケースについては、個々の状況に応じてということで、またこちらでも具体的には案はないんですが、やはり放課後デイサービスと学童クラブとの併用、それから学習塾や習いごととの併用、部活動。それから、やはり今回見直していく中で、意外と地域の子たちとふだん過ごしている子たちもいますので、そういったものの併用というところがありますので、必ずしもサービスだけの併用というところではないのかなというふうに考えています。ただ、おっしゃられていると

おり、今、放課後デイサービスでは、やはり人数だったりとか、その辺の集団での過ごし方が変わってくると思いますので、その辺の支援を十分に放課後デイサービスのほうで受けて、まずはその地域で、この部分を過ごせるというようなところから、段階的なものもあっていいのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 ありがとうございます。その中でも特に、学童と放デイの併用ということから、これから議論をしていきたいわけですが、利用者負担、経済的な部分についてはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん そうですね、様々な利用方法がありますので、今回は仮定で、放課後デイサービスと学童クラブを併用した場合で、今回私たちが、15日の上限に下がる方がいますので、15日と残りの差分の8日、15日を放課後デイサービス、学童クラブを8日間過ごしたケースというふうな費用で一旦お答えたいと思います。そちらにつきましては、放課後デイサービスの1日当たりの利用料は1万2,000円なんですが、保護者の方の負担は約1,200円、1割という形になります。それ掛ける日数なんですが、そこに上限額がありまして、月の上限額が負担は4,600円という形になります。なので、月の放課後デイサービスの利用料は4,600円。それに学童クラブの利用料が約1万円という形になりますので、こういったケースの場合の想定は1万4,600円という形になります。なので、23日放課後デイサービスで過ごしていた方が、こういった形で併用となった場合は、1万円学童分がプラスになると想定されます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。負担額が増えてしまうということに対しての心配の声も、やはりありはしました。改めてこちらでも報告させていただきたいと思います。この学童側、施設側に対する影響ということで考えていきたいわけですが、残り15日の残り8日を学童側が受け入れるというふうになった場合、現状として待機もある程度解消の見込みはあるとしても発生はしていて、なかなか現場としてもキャパが厳しいような状況にあるんじゃないかというふうに考えますと、種々の特性のある子を適切な合理的配慮を行いながら受け入れる。これ簡単なことではないと思うんですね。そういった場合に、放デイの側としては経営基盤が弱いと、支給日数が減る子どもを受け入れきれないというの、冒頭に述べました

ように、可能性としてはあり得ることなのかというふうに私のほうでは理解しております、この学童側としても、障がいですとか、様々な合理的配慮が必要な子が増えることによる受入れの負担、これも総体的に上がってしまうものではないかというふうに考えているわけですね。そうすることで、受入れに消極的になってしまう。これもあってはならないことじゃないかというふうに考えているわけですが、このような懸念についてどのように考えるのか。どういった対策を今後検討していくのか。こちらいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。今議員おっしゃられた課題につきましては、現時点で報告等もないですので、これからまた関係機関と一緒に話合ったいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。始まったばかりではありますので、これから様子を見ていながら、必要に応じた対応をされていくものだというふうには理解しております。どうしても支援のギャップですとか、支援の一貫性の担保というところも懸念するものがありまして、放課後デイサービスと学童、それぞれ制度上の位置づけがやはり違ったりですとか、職員配置に関する基準など、そういったものも違いがあるわけですが、こちらどういった違いがありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。放課後デイサービスにつきましては、児童福祉法の第6条の2の第3項のほうで位置づけられているもので、この通所事業という形になります。学童につきましては、児童福祉法第6条の3の2項の放課後健全育成事業というものの中で位置づけられて実施しているものです。職員の配置基準につきましては、放課後デイサービスが管理者、発達支援管理責任者、発達指導員または保育士、どちらも配置が義務づけられています。学童におきましては、放課後児童支援員を2名以上の配置というところで、そのうち1名は補助員でも可というような形になってございます。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。職員の配置の中でも、放デイであれば、子ども10人に対して2名ですとか、学童であればそれよりも多いような数になってくると思っております。そうする中で、どうしても実際の取組として、差が生じてきてしまう

のはあるかと思うんですけども、放課後デイサービスのほうでは、先ほどの児童発達管理責任者ですね、こういった専門職の配置があることによって、個別支援の計画をつくったりですとか、そのための会議、あるいはサービス担当者会議に参加することで、支援をしっかりと連携させたり、施設における支援を深めたり、そういった仕組みがあるものだとして理解しておりますが、これは、必ずしも学童に必要なものではないというふうに理解しております。けれども併用で、両方とも利用してくる子どもたちが出てくるというふうになると、そういった会議にも、学童のほうも参加していくということが、これからより発生していくのではないかというふうに思うわけですね。けれどもそこに、これまでそういうふうなところに参加するものではなかったがゆえに、会議体に参加できないですとか、参加する余裕がない、あるいは情報共有や調整の不足が発生してしまって、支援の一貫性が失われてしまう。そういったことがあり得るんじゃないかというふうに懸念をしているわけですね。そういったことを解決するような取組として、学童であれば障がい児の受入推進事業ですとか、受入強化推進事業、そういったものがあると思うのですけれども、これらの活用によって、先ほどのようなものがどの程度対応できるのか。こちらいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 答弁いたします。学童クラブにおける障がい児受入推進事業としては、今、現時点では21施設、その中でも障がい児受入強化推進事業としては、6施設が今年度実施しております。この推進事業なんですけれども、あくまで事業としての実施要綱しか規定がないです。その中で、こういった内容を、この障がい児に対して行うかというのは、各研修を通じた内容の範囲内で、各支援員及び補助員が実行しているものと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。職員の加配など、こちらはいかがでしょう。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 答弁いたします。障がい児受入推進事業につきましては、この事業を導入した時点で職員が1名配置という形になります。続きまして受入推進強化事業につきましては、3人以上障がい児を受け入れた場合に、追加でさらに1名追加という形になります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 ありがとうございます。障がい

児福祉の中でですね、地域障害児支援体制強化事業、こういったものもあると理解しております。巡回支援専門員、そういったものを保育所等で巡回していくような形で支援するような仕組みもあると思うんですけども、これは学童に実施することも可能なのか。効果と実際上の課題ですね。こちらお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 答弁いたします。本町は児童福祉、障がい児福祉において、保護者の要望を受けて、放課後児童デイサービスを利用しやすい環境をこれまでつくってきたわけでございます。そういった中で、こういったガイドラインの改正などが示されて、地域移行、そういったものが示される中で、放課後デイサービスを利用している中から基準を設けて、その人たちを地域移行、具体的には学童のほうで利用して、その子をケアしていこうというような方向性を示しているわけでございますが、先ほどから質問があるとおり、学童の受入側の問題、利用者負担が増えるという問題、様々ございます。今、直接のご質問があったように、巡回支援で学童のほうをどう対応していくか。そういったものも、やっぱり方策の一つになるかと思えます。今、我々のほうはこの議論を始めてきたというよりも、始める、今準備をしている段階でございます。そういったところをいろいろ詰めながら、保護者のほうにスムーズに移行を感じてもらえるような取組、負担感を低くさせるようなものを考えていく必要がございますので、そういったいろんな中で事業を取り入れて、本町の財政負担の部分も考えていく必要がございます。そういったところが今後の流れなのかなというふうに感じているところでございますので、質問の意図は理解しておりますので、しっかり今後も対応していきます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。もちろんこれからですので、難しいことも様々あるかとは思いますが、丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。この自立支援協議会に関するところなんですけれども、既に就労部会がこれから設置予定ということと、それからこども部会についても情報収集と、それから設置に向けて取り組んでいくというふうな答弁をいただきました。私のほうでこれ大丈夫かなというふうに思いながら、少し考えていたものとしては、福祉計画のほうで、障がい者福祉の計画ですね。成果目標が令和8年まで専門部会が2つというふうな記載がありまして、これじゃあまずいんじゃないかなというふうに思いながら取り上げたわけござ

います。先ほど来、お話ししているような課題が発生していき、それをもっと丁寧に議論したり、様々な事業者の声を拾い上げていくような専門の仕組みが必要なんじゃないかというふうに考えて、今回この話をしているわけですね。ただそれが今、答弁の中にあつたように、議論していく、情報収集していく、それから取り組んでいくということが聞こえて、非常にうれしく思っております。そういった観点からも、より前倒しでこども部会を設置していくべきじゃないかということ、今回取り上げたわけですね。それが取組として進んでいくものであろうというふうには考えておりますけれども、改めてこのこども部会があると、先ほどのような問題に対して、どういった協議、どういった検討ができるのか。その効果といいますか、実際の対応など、もしあればお聞かせください。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。やはりこども部会に参加する方は、関係事業所の方だったり、関係部署の職員となりますので、その中で地域移行だったり、子どもたちが利用する放課後デイサービスだったりとか、その辺の課題について話し合われていくというふうに認識しております。なのでそれをすることによって、やはり課題解決に向けた取組ができるというふうに考えておりますので、私たちも、時期も含めて前向きに関係機関と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。先ほどからの答弁の中でも、丁寧に検討されていくものだというふうに理解しておりますが、この部会設置が行われるまでの間も、是非各課で連携しながら、丁寧な移行のほうを進めていただけるようよろしく願います。

次に大問4のほうになるんですけれども、アンケートですとか、ヒアリングですとか、育休を取得した方々に対する、そういった世代の声を直接拾い上げる機会などはありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。総務課のほうに相談窓口を設置しております、そちらのほうで制度の内容、手続に関する説明等を行いながら、その中で話を聞いているんですが、具体的に感想や意見など、そういったものについて紙等で起こしていることはございません。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。目

標の数値を達成されているということで、安心自体はしているんですけども、この期間のほうですね、実際取られている方の取得の期間、こちらはいかがでしょう。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。令和6年度におきましては、対象者が4人で、うち取得された方が3人で、取得率は75%となっております。失礼しました。それぞれ期間のほうは11日間、22日間、お一人は2回に分けて、1回目が19日間、2回目が16日間となっております。次に令和5年度におきましては、対象者が3人で、うち取得者が2人となっております。取得率は66%となっております。それぞれ取得期間が28日間、お一人は2回に分けて10日間と14日間となっております。それから令和4年度、こちらにおきましては、対象者がお一人で、取得はゼロで、取得率は0%となっております。すみません、先ほどの答弁で、取得された職員からの意見等は、まだ聞いていない、紙で残していないということもあつたんですが、以前は、取得された方のご意見等、そういったのをまとめて、そちらのほうを取りやすいように、男性職員のほうに周知という形で、過去に取った経緯もございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 答弁ありがとうございます。厚生労働省の調査で、若年層の意識について確認したものがあつたんですけども、若年層男性で84.3%、女性で91.4%が取得を希望しているというふうな調査があるんですね。それから男性でも1か月から3か月の取得を希望するのが25.3%、半年以上が29.2%というふうなものに実際にあります。就職活動においてもこのような情報を重視しているというのが、男性女性平均で7割程度来ているんですね。そういうふうに考えますと、本町のほうでもしっかりと当事者の声を吸い上げて、これを推進していく仕組みをつくることで、職員の働きやすさの向上、それから若年層に選ばれる行政組織、そういったものになっていけるように、是非推進をさらにさらに進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。議員ご提案のとおり、対象となった職員からの意見、感想を受け取る等、その辺については確認して進めていきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 是非よろしく願います。それ以降はまた次も持ってきますので、是非これからも

よろしくお願ひします。以上です。ありがとうございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時41分）

再開（午後2時41分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時41分）